

高崎市・前橋市・新潟市視察報告書

学校給食・商店リニューアル助成

2016年4月12～13日



日本共産党高崎市議団とともに



日本共産党前橋市議団とともに



日本共産党新潟市議団とともに

日本共産党横浜市会議員団

横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 電話 045-671-3032

視察の目的

「シャッター通り」と呼ばれる閉店した店舗が多く疲弊した商店街が、全国的に増えています。各自治体では、商店街をなんとか活性化しようと、さまざまな施策が行われていますが、なかなか成果が現れていません。そんな中、高崎市が2013年に始めた「まちなか商店リニューアブル助成事業」は、商店街などの団体ではなく個々の商店（個店）に対して店舗のリニューアルや備品購入に補助金を出す事業として大好評で、全国から視察が絶えません。また、前橋市、新潟市も個店に対する同様の補助事業を行っています。

一方、高崎市の学校給食は、センター調理方式から自校調理方式への切り替えを行うとともに全調理施設に栄養士を配置し、地場産の食材を用いるなど定評があります。

そこで、高崎市、前橋市、新潟市を訪れ、学校給食（高崎市）および商店リニューアブル助成事業について調査しました。

（本報告書は、視察時の音声録音・資料をもとに作成しました。）

参加者

日本共産党横浜市会議員団

議員：大貫 憲夫、岩崎 ひろし、あらき 由美子、白井 まさ子、古谷 やすひこ、
宇佐美 さやか、みわ 智恵美（12日のみ）、北谷 まり（12日のみ）

事務局：足立 信昭、青木 道子、柏木 耕史

視察スケジュール

4月12日（火）		報告書
午前10時～	高崎市の学校給食について、高崎市より聞き取り	2頁
午前11時30分～	日本共産党高崎市議団と懇談、高崎市内視察	13頁
午後2時30分～	前橋市まちなか店舗ホスピタリティ向上支援事業について、 前橋市より聞き取り	19頁
午後3時30分～	日本共産党前橋市議団と懇談	33頁
		新潟市内宿泊
4月13日（水）		
午前10時～	新潟市地域商店魅力アップ応援事業について、 新潟市より聞き取り	35頁
午前11時30分～	日本共産党新潟市会議員団と懇談	57頁
午後1時～	地域商店魅力アップ応援事業実施例見学 (会計報告)	64頁 65頁)

高崎市の学校給食

対応：高崎市 教育部健康教育課 課長 嶋村 三城

同 担当課長補佐 金井 公、千保 睦美（敬称略）

あいさつ 嶋村 健康教育課長

みなさま、ようこそ高崎へお越しいただきました。先ほどお話が出ました高崎城ですが、徳川家康の四天王のひとり、伊井直政が守った城です。そんなところですので、この周辺にも城南小学校や城東小学校という学校名も残っています。

私この4月に現職に赴任しましたが、3.11 東日本大震災の折は、城南小学校の教頭を務めていました。その学校は自校方式の給食をやっていて、栄養士が1人と給食技士という調理を専門にする人3人の4人体制で給食を作っていました。計画停電の折、忘れもしない3月17日、高崎市はパンと牛乳しか配給できないということで子どもたちも大変ひもじい思いをしました。その日に栄養士が立ち上がりまして、なんとかあり合わせの食材ですいとんを作りました。その時食べたすいとんが、今でも涙が出そうになるくらい、おいしかったこと、おいしかったこと。それも自校給食の栄養士さんの力だなと思います。自校方式は、たいへん子どもたちにとって幸せな方式だと思います。

高崎市の給食は他市に負けずおいしい。給食のために学校に来る、不登校の子も給食食べに行くよという、そんなこともございます。自校給食の良さはもういろいろなところから耳にされると思いますが、自行方式の学校では小学校も中学校も栄養士が必ず1人配置されて、指揮をとっています。衛生面、食材、翌日の給食をどのように計画するのか、そのレシピづくりももちろんですが、子ども達のためによく働いています。調理も技士と一緒にやって行っています。

また、地産地消ということで、地域の食材を大事に使うようにしています。国分寺や国府が昔あって、国府という名の小学校が残っている地域には、長にんじんという特産物があります。江戸時代に東京から種を入手して栽培を始めたもので、通常より長くて、とても甘いにんじんです。また、国府の白菜というのも、鍋料理等ではとろけてしまうくらいで、とても甘くて生のままサラダで食べられる、おいしいものがあります。そういう地場産農産物を給食に活かしています。

それから環境への配慮ということを最後に申し上げますが、こどものしつけにもなりますので牛乳パックを折りたたんで、回収業者に持って行ってもらっています。子ども達が毎日牛乳パックの中を洗っています。また、残菜などを肥料に活用することでの環境への配慮も行っています。

高崎は白衣大観音が見下ろす地域ですので、ぜひ奥様あるいは親戚の方などお誘いの上、お越しいただきたいと思います。

(「高崎市の学校給食(平成28年度版)資料1に従って、説明)

1. 高崎市の学校給食の取り組みについて 金井 健康教育課担当課長補佐

(1) 自校方式とセンター方式

自校方式とは、各小・中学校・市立幼稚園(以下「校園」)が、それぞれの調理室と専属の職員を置き、その校園の園児・児童・生徒に給食を提供するシステムの事です。「平成の大合併」(2006年1月23日)前の旧高崎市53校園と編入合併地域の15校合計68校園で、この方式を行っています。



(左から) 金井、嶋村、千保氏

センター方式とは、集中調理施設を設け、複数の学校給食を一括で調理し、各学校・園に配送するシステムの事です。編入合併した6町村、40校園は、合併前にセンター方式を行っていたため、現在でも4地域24校園でそのまま継承しています。

(2) 高崎市の学校給食のあゆみ

1952年の研究指定校の設置で、全国全ての小学校で完全給食が実施されるようになりました。旧高崎市は、給食提供当時から自校方式で実施していました。この年から高崎市では、研究指定校を設けて毎年実践発表を行っています。

1962年には栄養士専門研修が開始され、学校薬剤師の指導のもと、給食室の衛生管理研修を行うようになりました。

中学校給食の検討を開始 1978年には、家庭弁当だった中学校への給食導入の検討が始まりました。1985年から、全中学校及び養護学校(現在の特別支援学校)で給食室を建設等して給食を実施始め、1987年には旧高崎市の全小中学校園で自校方式による完全給食がスタートしました。

ウエット方式からドライ方式へ 各給食室は、当初ウエット方式での運用でしたが、1979年から、施設が老朽化したところからドライ方式※への切り替えを始めました。

編入合併地域で給食継承 2005年度の編入合併により4か所の給食センター(箕郷、群馬、新町、倉淵)で、2006年には2回目の合併で榛名地域(センター方式)で、学校給食の継承を行っています。

※ドライ方式とは

従来の給食室は、床がコンクリートできているが、調理の際は水などで濡れているのが普通の状態でした。調理が終わると水で洗い流していましたが、どんなに洗い流しても、濡れたままのコンクリート床には雑菌が繁殖しやすく衛生的な環境は保てませんでした。

そこで高崎市では、1979年度に、床を濡らさないで調理ができる給食室のドライ方式への移行を決定し、順次給食室の改造、改築を続け2003年度に旧高崎市の53校園の給食室改築が終了しました

高崎市ホームページより

親子方式も

合併した地域では2008年から随時、給食室の設置を行っています。2010年度に榛名地域の榛名中学校に自校方式が導入され、久留馬小学校と宮沢小学校には親子方式※が導入されました。久留馬小学校が給食室のある「親」の学校で、「子」である宮沢小学校に給食を配送するかたちです。

その後、合併地域での給食室建設を進め、現在は68校園で自校方式（親子方式を含む）、24校園でセンター方式の給食が実施されています。

※親子方式とは

調理場を持つ自校方式の学校が、調理場を持たない学校の給食調理も行うシステムです。自校方式とセンター方式の中間形態。調理場を持つ方が「親」、調理場を持たない方が「子」となります。一般に距離の近い学校同士で行われます。

高崎市学校給食ニュース ホームページより

2. 栄養士の配置と取り組みについて 千保 健康教育課担当課長補佐

(1) 栄養士の配置

現在、自校方式施設全63校園にそれぞれの1～2人の栄養士が、4か所の給食センターには計6人の栄養士が配置されています。

県費負担の栄養士30人と市費負担の栄養士39人が自校方式学校と給食センターに配置されているほか、市教育委員会にも3人の栄養士がいます。再任用の栄養士も1人おり、合計で73人の栄養士がいます。そのうち栄養教諭は11人となっています。

(2) 専門研修と成果

栄養士を食材研究班、広報紙作成班（広報紙・ホームページ作成）、食指導班、献立作成班、衛生管理班、個別指導班の6つの班に分けて、年間を通して専門研修を行っています。2016年度も引き続き研修を続けていくことになっています。

長年にわたり研究を積み重ねていますが、研修の成果としては、無塩せき加工肉製品（使用する原料肉に発色剤を使わず塩漬けたもの）を食肉業者と連携して作りました。また、高崎産の大豆と小麦を使った「高崎しょうゆ」もJAと連携して開発しました。これらを給食で使用し、高崎で採れたものとして子ども達に紹介し、食育に活かしています。

(3) 地場農産物の活用

地元の農家やJAと連携して、全ての市内の学校、幼稚園、給食センターで地場農産物を使用しています。食材研究班が中心となってJA等と連絡を取ってお



高崎しょうゆと高崎ソース

り、今月使用できる地場産食材の情報が各栄養士のところに入ります。先日も「5月に使える地場産の野菜はこういったものです」という情報が栄養士に入ったところです。月の初めに翌月の献立を立てていますが、地場産の情報を上手く利用して、地場産使用率を上げるよう工夫しています。

高崎産のトマトとたまねぎを使った「高崎ソース」も開発しました。これを使った焼きそば等を提供し、子ども達に紹介したり、学校の試食会などで保護者の方にも紹介しています。高崎ソースは、駅や農協などの地場農産物を扱っているところで買うことができます。保護者の中にも使われている方が大勢います。

その他にも、榛名でたくさん採れる梅を使った梅ジャムを作り、肉にかけるソースに使うなどの工夫をし、献立に活かしています。また、箕郷地域でたくさん栽培されているブルーベリーを使ったジャムをデザートなどに活かしています。

2002年度から特別栽培米の「ゴロピカリ」を給食に使うようになりました。特別栽培というのは、農薬と化学肥料を通常より半分以下に抑えた栽培方法のことです。2015年12月より「ゆめまつり」というお米に変わりましたが、これも特別栽培米です。ほぼ、年間を通じて特別栽培米を給食で使えるようにしています。

2014年度の県内産の野菜の使用率は、重量ベースで48.1%となっています。昨年度の結果はまだ出ていませんが、だいたいこのくらいかと思います。地場農産物は、種類も沢山ありますが、なかなか年間を通しての提供が難しいという課題もあります。JAや農政部と協力しながら、もう少し地場農産物の使用率を増やしていけたらと思っています。

地場産の何が良いかという、やっぱりすぐ近くに作った人がいる、作った人の顔が見えるということです。子ども達が農家に行って体験する授業をしている学校もあります。

(4) 特色ある献立づくり

各学校に栄養士がいるので、それぞれの学校で給食目標や構想図をつくり、年間計画に基づいた献立を作成しています。例えば、カルシウムの大切さや、噛むことを重点的に子ども達に伝えたいという年間計画を立てるとしたら、噛み応えのある食品を出すとか、カルシウムを多く含む食材を使った献立にするなどの工夫をしています。給食が生きた教材になるような献立作成に努めています。6月と11月は、地場農産物が沢山取れる時期なので、強化月間を設けて、地場農産物をたくさん使っています。栄養士が教室を回って、地場農産物を使ったら必ず児童生徒に紹介しています

「学校給食ぐんまの日」(10月24日)というのがあります。地場産を一番取り入れやすい時期なので、特に子ども達に群馬の良さを伝える努力をしています。

(5) 外国料理にもチャレンジ

外国の姉妹都市の献立にもチャレンジしています。

オランダとの通交400年記念ということで、オランダコロッケやチキンフリカッセ等の提供をしました。2010年には、チェコの姉妹都市プルゼニ市との友好20年とい

うことで、チェコ料理をやりました。チェコ料理は馴染みがないということもあり、専門のシェフを招き、栄養士と調理員が夏休みに試作を行いました。

子ども達には、ただ姉妹都市がここなんだと説明するのではなく、その国の気候的な風土があつてこういう料理になるということが伝わるように工夫しています。

(6) 設備強化で献立の多様化を図る

スチームコンベクションオーブンを2001年度から導入し、2009年度に一施設を除く全ての施設で設置しました。それによって、料理の幅が広がりました。高崎市では、生野菜を給食で提供しておらず、全て加熱しますが、スチームコンベクションオーブンでスチームを使ってさっと加熱するので、野菜の歯ごたえを残し、甘みを増すことができ、また冷却して冷蔵庫にしまうという工夫もしています。

(7) 地域別の特徴あるレシピを共有

地区別料理講習会を、栄養士と給食の調理員が夏休みを利用して2011年度からずっと続けています。高崎市内を12の地区に班分けし、それぞれ班単位で料理講習会を行っています。毎年レシピ集を作り、全ての学校にそれを配っています。他の区の料理も高崎市内には違いないので、この地区のこういった料理を今日はつくっていますよと子ども達に紹介できるようになりました。ここでもレシピの幅が広がっています。

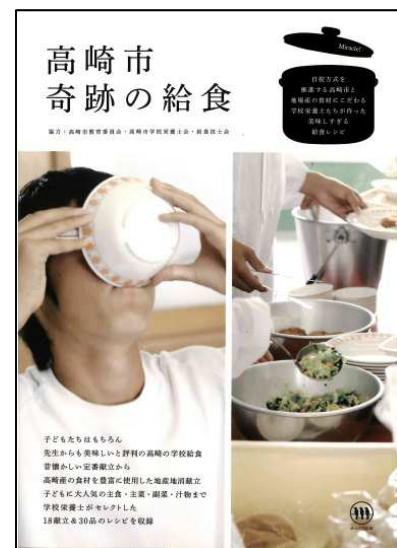
「高崎市の奇跡の給食」という本があります。給食が開始されてから今までの献立の中から、昔懐かしいメニューや最近人気のメニューなどを載せています。この冊子は、教育委員会と学校栄養士会と給食技士会が協力して出版しました。現在は中古の本しかありませんが、この本を見て料理したという保護者の方も大勢います。ぜひ手にとって、一度作っていただくと、高崎市の給食がどんな感じが分かると思います。

それから、国の地域興しマイスター制度を活用し、「高崎ケーキ・サレ(塩味ケーキ)」等のオリジナルメニューを作りました。小麦粉は高崎産の「きぬの波」を使い、トマトやブロッコリー、しいたけなどの具材も全て高崎産で作っています。

このように、新しいメニューの開発も農政と協力しながら行っています。

(8) 衛生管理について

給食には、おいしくて子ども達に興味をもってもらえるものを出すようにしていますが、やはり安全が第一ですので、衛生管理をしっかり行うことが必要です。



市教委による給食室訪問を2年に1回、行っています。新人や臨時の栄養士がいる施設には、再任用の巡回の栄養士や市の係長栄養士が回り、衛生管理や献立作成がスムーズに行えるよう指導を行っています。県の教育委員会も巡回指導で回っています。

高崎市の学校薬剤師会による給食室の衛生検査が毎年3回あり、消毒の度合いや食器の洗浄状況などの検査、細菌検査と化学反応検査をやって、不具合があれば薬剤師から注意、指摘等を受けて衛生管理に努めています。保健所も市の巡回と平行して巡回指導に回っています。衛生管理班と協力してATP検査（汚れ具合の検査）も自主的に行っています。

また、市役所で食材検査として微生物検査や残留農薬検査を毎年行っています。

さらに、給食関係の職員への衛生管理研修会を毎年、夏休みを利用して行っています。

（9）地場産農産物の活用―「農家の高齢化」という課題も―

地場産農産物の活用には課題もたくさんあり、市内全てのところに地場農産物を供給することが難しくなっています。最近では農家の高齢化が進んでいて、今まで契約していたところが作れなくなってしまったということがあります。八百屋さんの高齢化も進んでいて配達が難しいということもあります。クリアしないといけない問題も、これからだんだん増えてくるかと思えます。いろいろな関係部署と相談しながらなるべく地場産の野菜の活用を伸ばしていければと考えております。



高崎ケーキ・サレ

高崎市ホームページより

3. 環境への配慮 金井 健康教育課担当課長補佐

（1）牛乳パックのリサイクル

牛乳パックのリサイクルを1997年より、各小中学校の焼却炉の廃炉にあわせて、始めています。2011年4月からは各センター管内の小中学校へも広げて実施しています。

（2）給食残渣の堆肥化

NTT 東日本―関信越では社員食堂の残材を堆肥化する取り組みをしていたので、学校給食の残渣も合わせてやっていただこうということで、2003年からそこに委託して試験的に始めました。

2006年7月から高崎市内の53校園に拡大し、その後、旧町村部の学校や学校給食センターに広がっています。

（3）給食残渣の飼料化

給食残材の飼料化として、給食調理過程で出される野菜クズを回収し、家畜の飼料として活用する新たなリサイクルの取り組みを、2012年4月から試験的に開始しています。残渣に塩分があると飼料として使えないので、加工前の野菜クズを使って行っ

ています。給食ででた野菜くずを飼料として使ってもらうことで高崎産の畜産品の生産に協力し、子ども達の環境教育にもつなげていきたいということで、地元業者の方をお願いしています。

(4) 放射性物質検査

東日本大震災に伴う福島第一原発事故の影響で、食材の放射能問題が起きました。そこで、安心安全の給食の提供に努めるとともに、保護者の安心感を高める観点から、放射性物質検査の実施を2012年1月から業者委託で行っています。

市内を12の地域に分け、毎週3地域ずつ、1つの地域につき1給食施設を選んで、順番に検査しています。1か月4週間として、全12地域を1か月間で行うように実施しています。検査については、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法で実施し、今年度も継続して検査しています。

(質疑応答)

各学校園とは市立幼稚園を含む言葉

岩崎：自校方式の説明で「各学校園」という記載があつて、横浜では聞きなれない言葉ですが。

金井：それは、市立幼稚園が入っているからです。高崎市内に市立幼稚園が4つあります。

センター方式でもあたたかい食事を提供

あらき：センター方式と自校方式の違いですが、やはりセンター方式だと学校まで一定の距離があるので、おかずが冷たいということはないのでしょうか。おかずの温度は移送する時間でさめてしまう。そのへんはどうでしょうか。

島村：私は昨年度までに国府小(センター方式校)にいたのですが、あたたかいです。時間とともに多少冷めますが、冷たいことはありませんでした。そういう工夫がされています。

千保：移送時は食缶で運ぶのですが、センターの場合は、鍋底が2重になっていて、途中で空気の層があり冷めないような「2重食缶」を使っています。

島村：逆に熱いままでするので、小さな子が運ぶときは危険防止のため担任がついて歩くようにしています。

あらき：移送の距離はどうですか。センター方式で、センターから一番離れている学校までの距離間ほどの位ですか、何分位かかりますか。

島村：群馬給食センターという比較的大きなセンターは6校分を担当していますが、全て半径1キロ以内なので、20分もあれば届くと思います。



あらき：実は、横浜で始まろうとしている業者弁当の「ハマ弁」は、横浜市の18区を4ブロックに分けて運ぶとしているので、移送距離が相当あります。だからおかずは冷たいと思うのです。原則あったかいものを運ばないという法律上のことがあります。そうしたら、絶対おいしくないと思っています。やっぱりあたたかいものはあたたかく、冷たいものは冷たくということです。「ハマ弁」では、米飯はあたたかいものになるが、それ以外はそうじゃない。だから喫食率は伸びないと思っています。そのへんが、センター方式でもぜんぜん違いますね。

自校方式への切り替えは合併時の要望

みわ：センター方式から自校方式にするにあたっては、財政的な支出も大きかったと思いますが、議会でそのへんはどのような議論があったのでしょうか。

金井：もともと高崎市は自校方式でやっていました。合併地域は全てセンター方式でした。その合併協議の中で、自校方式に切り替えたいという意見が全ての地域から出されまして、議会もそういったものを背負ってきていただいていると思います。いつ自校方式にしてくれるのかといった意見の方が多いです。予算的には厳しいものがありますので、校舎の建て替え等に合わせて随時切り替えていく方法でやっております。

かわじ：4つの地域のセンター方式が、自校方式に変わるテンポはどうですか？

金井：単独での給食室の設置は難しいと思いますので、老朽化した校舎の建て替えに合わせてやっています。合併地域の箕郷地域にある箕輪小学校では校舎の建て替えの設計が今年度から始まっていて、2020年度からは自校方式での提供を予定しています。国からの補助金もありますし、建て替えに絡めて行わないと難しさがあります。1校の給食室をつくるのに1億6,000～7,000万円位かかります。

すごく重要な栄養士の加配

古谷：栄養士の加配については、すごく重要なことだと思っています。説明を受けて、栄養士が実に多彩な活動をされていると思いました。やはり栄養士が一定の集団としてあるから成り立つと思うのですが、加配の決断時に、そこに税金を注ぐという決断をするのだから、何かしらの議論があったと思いますが、いかがでしょうか？

金井：最初は県費というかたちでやっていましたが、県費がこない地域について市費で栄養士を配置するかたちでスタートしました。現在は、市費の方が多い状況になっています。

大貫：なんといっても実績があるからね。味もおいしいだろうし。

金井：そうですね。今の親世代も、全て給食で育っていますので。

古谷：高崎の給食の視察に各地から来ていると思いますが、どれ位でしょうか。

金井：昨年は13の視察を受けさせていただきました。平均10地域位のところから視察にこられています。

給食残渣で出来た堆肥は学校や一般での販売も

みわ：環境への配慮ということで、堆肥化の取り組みを紹介いただきました。各学校で堆肥化が開始となっていますが、これは、今もNTT東日本に委託となっているので

しょうか。この堆肥の行き先はどこになりますか。

また、放射性物質の検査のことも紹介していただきましたが、検査はどんなかたちで行っていますか。食材別々ですか。横浜市は、今は昆布などの国から決められているものしか検査をしていない現状です。

金井：はじめの質問ですが、高崎市内のものは全てNTTさんをお願いしています。資料1では途中から2つの業者に分けてとさせていただいておりますが、センターの地域、その自校方式の学校、旧郡部とありますが、合併した地域につきましては、高崎市内の別業者をお願いしております。

出来上がった堆肥ですが、学校から健康教育課に連絡が入り、こちらからNTT東日本や別の業者に連絡して、それぞれの学校に配布してもらっています。NTT東日本では窓口販売もしているので、一般の方にも回るようになっております。

大貫：学校の場合は花壇等に使うのでしょうか。

金井：そうです。

大貫：札幌がやっていたと記憶していますが、子ども達への教育という観点から土壌混合法などの試みはありますか。

金井：そこまではやっていないと思います。元々NTT東日本が堆肥化を行っていたので、学校給食についても、そのまま捨てるのではなくリサイクルの観点からお願いしているところがあります。

放射性物質検査は料理品を1週間分、異常があれば食材にさかのぼって

千保：放射性物質の検査では、まず検査にあたった学校の全ての食材を100グラムずつとりあえず取ります。次に、出来上がった料理を今度はまとめて2キロ程、1週間分、とって検査に出します。異常があった場合は、食材別に検査できるように食材はとっておきますが、出来上がったものに異常なければ、廃棄する形式にしております。

中学校給食実施にいたるまでの経緯は

白井：教育の一環として大変良い影響が出ていると思って話を聞かせていただきました。横浜市は中学校給食を実施していないので、私達としてはどうやって働きかけて、実施にこぎつけられるのかといった視点を持っています。高崎市で中学校の給食がどのように始まったのか、1978年度に検討を始めて1985年度に実施となっています。検討に7年かかったのか、やることは決まったが、実施までに7年かかったのか、そのへんを詳しく聞けたらと思います。

千保：高崎市学校栄養士会の広報紙「テーブルクロス」(資料2)で、給食の歴史を特集し、保護者に配っています。その2015年11月号に、「昭和53年度に中学校給食検討会議が開かれ、長年の懸案であった中学校給食開始に向けて」という記述があります。1979年度には中学校給食検討小委員会の報告なども行われていて、1985年度の実施までの間に、保護者にさまざまなアンケートをとったり、いろいろなところに視察に行って検討した結果、中学校の給食が実施する運びになったと思います。子ども達は、小学校では自校方式の完全給食を食べていましたので、食べたいと思っていたと

思いますし、いざ始まってみるととてもスムーズに切り替えができました。

金井：検討の中で、先生方から中学校は休み時間が短いので難しいという声もあったようですが、実際には子ども達は小学校からやっていて慣れているので、十分時間は確保できたようです。

白井：1985年度から1987年度に実施、3年間かけて全校実施に至ったわけですね。

金井：そうです。当時15校位の中学校がありましたが、まとめていっぺんにはできませんので、そこは分けて設置したという経過です。

白井：ということは、給食センターでやったのですか。

金井：いいえ、全て自校です。センターか自校でやるか意見が出たようですが、財政面ではセンターの方が良いのですが、衛生面など考えますと自校方式の方がいいと。もし何かあったときに1校以上に広がらないで収まりますので、そういった薬剤師さんの意見等をふまえて自校方式でのスタートとなったようです。

みわ：国からのお金の下り方は、自校方式とセンター方式との違いはありますか

金井：今現在の補助金の流れからいくと、多少違うと思います。センターを設置する方が補助金としては多いと思います。規模が大きいので、金額としては大きくなります。細かい部分ですが、中の機械等も対象になってきます。

地産地消が地域に及ぼす影響は

かわじ：地産地消がさまざまな良いことにつながっていると思います。先ほど農家の高齢化の問題が言われていましたが、この取り組みで農家自身の経営にも良い結果を与えるなど、新たな広がりとなったりしていますか。

千保：毎年夏に、農政が中に入ってもらって、農家やJAなどで話し合いを持ちます。栄養士や学校が何がほしいのかもっと教えてくれればそれを作付けしたいとの意見があるのですが、それがうまく進んでいかないのが悩みです。ただ、そういったことを伝える努力をしています。

古谷：地場農産物について、県内産の使用率が48.1%というのはすごい割合だなと思います。コストが気になりますが、地場農産物を使うというインセンティブはどのようなものでしょうか。しぼりかけるなどありますか。あるいは自然にこうなっているのか。コストで考えると、なかなかこうなっていないように思うのですが。

千保：しぼりは特にしていません。高崎では栄養士それぞれが単独で業者さんとやり取りしています。地元の業者さんに地場産のものを持ってきてもらう以外にも、取引している八百屋さんと同じ市場に行くわけなのでお願いしたり、JAにも頼んだりしています。それぞれの学校で業者さんを集める時には、なるべく高崎産を、次に県内産を、その次に国内産をというふうに栄養士がお願いして納めてもらっていることが、結果につながっていると思います。

金井：高崎は郊外に行く結構たくさん畑はありますので、大きな農家は大量に入れてくれることがあります。

栄養士が食育、アレルギー対応、現場の衛生管理

あらき：子育ての面で、給食があるからここに住みたいという声はあるのでしょうか。それから、中学生の成長発達の中で給食を実施して、例えば体力的によくなったとか、病気をしなくなったとか、若年性で成人病になる問題がいろいろある中で、健康面での変化のデータはありますか。

金井：具体的な調査はしていませんが、夏休み明けには子どもがやせてきているなどの問題があり、それを見ると日常の給食が栄養の確保としては十分できているのかなと思います。

千保：中学校では単独で栄養士がいますので、研究授業に出て行って、生活習慣病の予防や、今日の給食などの指導の中で、こういったものをこういった食べ方をするのがいいと子ども達に知らせるようにしています。

白井：栄養士さんの配置の件ですが、横浜でも小学校に栄養士を配置していますが、その対応はアレルギーや衛生管理に任務のほとんどを使ってしまっていて、教育の場に関わる時間も限られるという話も聞きます。高崎市では、アレルギー対応はどうですか。

千保：アレルギー対応も可能な限りやっています。除去食や代替食だとか、全部、養護教員と連携して実態を把握した上で、給食の対応をどこの学校も進めております。衛生管理も、栄養士は基本的に午前中は現場に入ることになっておりますので、どんな作業の時に、どんな衛生面を気をつけなければならないのか、栄養士が自分で把握して調理員さんに指示ができるような体制をとっています。

給食費は学校で異なる

白井：給食費はセンターと自校方式では違うのでしょうか。

千保：実は、学校ごとに全部違います。各センターも合併のときの金額を継承するようなかたちでやっております。小学校では全部で4種類、中学校では8種類位の金額設定があり、それぞれの地域でバラバラに徴収しています。ただ、センター方式から自校方式に変わった段階で合わせていくといったかたちでやっております。

青木：調理は委託なのでしょうか。

金井：1か所のセンターだけ委託になっていますが、あとは全て直営でやっています。

青木：市の職員ということですね。

金井：はい。実際には正規の職員が栄養士と調理員が各1人いて、人数に合わせて嘱託職員を配置しています。

岩崎：群馬は海がないが、海産物はどこかの漁協と提携などしているのでしょうか。

金井：漁業との提携はないです。魚がとればもっと地場産率が上がると思います。

大貫：以上でいいですか。どうもありがとうございました。

高崎市まちなか商店リニューアル助成事業

(高崎市当局との都合がつかず、日本共産党高崎市議団より話を聞きました)
対応：日本共産党高崎市会議員 依田 好明、伊藤 あつひろ、田村 おさむ

事業の概要

商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、又は営もうとする人が、「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用の2分の1、最大100万円を助成する制度です。(資料4)

全国商工新聞(2013年10月28日付)によれば、2013年4月に創設され、受付初日の5月1日だけで108件の申し込みがあり、当初予算の1億円を3週間で突破しました。2回の追加補正で予算総額は4億4,000万円になり、最終的に申請件数は738件に達し、年度途中で受付を終了しました(資料5)。

あいさつ 大貫 日本共産党横浜市議団長

商店リニューアルについて、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

私は、議員になる前には酒屋をやっていました。当時、商店街があったのですが、30年以上経った今では商店がどんどんなくなって、今は魚屋さんが1軒でがんばっているだけです。その魚屋さんはものすごく魅力のあるお店です。

商店街にいろんな施策を打つ時に、商店街全体というのももちろん大事けども、一つひとつの個店の能力をどう伸ばしていくか、どう差別化するかというのも非常に重要です。高崎市の商店リニューアル助成事業は非常にユニークでいい施策ではないかということで、全国的に伝わっています。

今日はぜひ、ご苦労や制度の中身についても教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事業説明 依田 日本共産党高崎市議団長

東日本大震災の経験が住宅リフォーム助成制度に

この制度の創設については、2011年の東日本大震災の経験がかなり大きかったと思います。大震災では、このへんも揺れが激しく、だいぶ瓦などが壊れました。一方、それまで高崎市がやっていた木造住宅耐震改修補助事業は非常に利用者が少なく、年に10件もなく、一桁の前半しか利用者がなくて、ほとんど機能していませんでした。

その直前位に、宮古市から議員を招いて住宅リフォームの成功例の話を聞いていたものですから、幅広く使える住宅リフォーム助成制度をつくることを、2011年の選挙公約にも掲げ、当選後最初の議会でも質問しました。

その時に、かなり前向きな答弁はありました。ただ、確定はとれなかったんですけどもね。その後、民主商工会の総会の時に、2011年に一緒に当選した高崎市選出の日

本共産党の伊藤ゆうじ県会議員が富岡賢治市長にも声をかけて、市長が民商の総会に出席し、それも大きなきっかけとなりまして、6月の一般質問から1か月後の7月には住宅リフォーム助成制度を導入することになりました。高崎市の富岡市長も大震災の年に初当選して、やっぱり大震災の経験が少し大きかったと思うんですよね。

2011年9月の補正予算で始めて、補正予算ではぜんぜん追いつかなくて、結局2～3倍位の実績がその年ありました。幅広く、震災の被害も含めて幅広いリフォームに使えるし、一定の年齢になるとわざわざローンを組んでまで新築することは無理でもリフォームだけはして住みたいという要望はあって、すごく人気がありまして、その大成功が商店リニューアルにつながったんです。

住宅リフォーム助成の大成功が商店リニューアル助成に

住宅リフォーム助成制度と同じスキームで、上限が100万までと、ちょっと額は大きいですが、商店リニューアル助成制度ができました。市長も、こういうのをやるから予算に賛成してくれよなんて直接言いに来たりしました。他の施策のこともあって全面的には予算に賛成できませんでしたが。

商店リニューアル助成制度は、2013年度からやっています、2016年度も9億8,000万円まで実績がありました。2年目がちょっと少なく、住宅リフォームの場合も2年目はちょっと落ち着いちゃうんですけど、また3年目から増えるというかたちです。

住宅リフォーム助成の方は、2011年からやっているんですけど、昨年度は1億8,000万円、895件の実績で、商店リニューアル助成は昨年度は543件で9億8,000万円の実績になっています。住宅リフォーム助成は20万円が上限だし、商店の方は100万円が上限ということで、額が違うから当然、実績額は違ってきます。

住宅リフォーム助成の成功と、商工観光部として市内の商店に要望を直接聞きに回った中で、後継者がいないだとか、古くてなかなか客数が伸びないというようなことを聞いて、そういう中で市長が決断したということです。

これが全国的に評判を得て、各市議団と各地の民主商工会、北は北海道から南は沖縄の方からも視察に来ました。われわれも沖縄の基地問題の調査に行き、名護市の当時の具志堅市会議員に沖縄の基地を案内してもらって、今度は逆に向こうから商店リニューアル助成の件で視察に来て、2度交流することができました。

(質疑応答)

大成功の実感はどうか

みわ：大成功というような表現で言われたんですけど、実感というのはどういうことですか。

依田：仕事興しにつながりました。

今の市長になってから、市長が民商の総会や新年会に出るようになりました。前の市長も、平和の問題では平和都市宣言をやったりしてなかなかよかったですけど、商工観光の分野では民商の会などに出るということはなかったんです。

かわじ：議会の構成はどうなっていますか。

依田：議員定数は38人で、共産党は3人。3人以上じゃないと会派になれなくて、無所属というかたちで3人います。自民党系の新風会が過半数、民主系と一部保守系が一緒になっている市民クラブ、そして公明党、共産党の4つの会派があります。

古谷：商店リニューアル事業は仕事興しの面もあるということですが、実際、商店リニューアルをして、こんなに商店街が活気づいたとか、個店の客数が伸びたよとか、これによる成果というものは何かありますか。

依田：商店街全体が活気づいたというような実感はあまりありませんが、実際に制度を利用して店がきれいになったりトイレがきれいになったりしてよかったという声は、民商の会員からも聞いています。

みわ：年収は上がりましたか。

依田：法人市民税はそうでもないんです。

かわじ：3・11の大震災後、日本共産党が一般質問で要求したことが評価されて、共産党へ支援や支持、評価が変わってきた感じがありますか。

依田：そうはいつでも、他の会派も自分たちの成果だっているふうに言っているの。日本共産党の質問でなくても公約したことが実現するのは構いません。もちろん民商からは非常に感謝されていますが、全体的には日本共産党の成果というふうにはなっていません。新風会の議員も新風会の要求の成果だとに言って、他の会派からそれはおかしいんじゃないかといわれたりすることもありましたけど。

市長の資質が市政に反映？

大貫：話を聞いていて、学校給食も自校方式にそうとう信念を持って、市長のパーソナリティというか、持っている魅力というか、非常に市長の持っている力が具体的に現れていて、それが市政に反映しているなというふうに感じます。

横浜の場合は、市長が市民の方というよりもあっちの方を向いていて、市長というより実務家で、ポリシーや個性のない人だなと思うんだよね。

市長さんは、自民党系の人ですか。

依田：富岡市長が2011年に当選した時は、自民系が2人立ったんですよ。現職の県議だった人と、いつもトップか2位当選の高崎市会議員だった人で、いずれも5万票台で並んだんです。今の市長も保守系といえば保守系なんですが、あらゆる団体に声をかけるという面があり、日本共産党は独自候補を立てなかったんですが、党员の中では3人の候補者のうち富岡現市長に投票した人が多かったようです。

みわ：どういう出身の方ですか。

依田：文部科学省の高級官僚で、東大の法学部を卒業して、フランスのパリの方にも大使館付として赴任していて、定年近くなってから群馬県立女子大学の学長になりました。高崎市出身で、高崎高校という進学校を卒業しています。富岡製紙の富岡という字ですね。ややこしいんですね、高崎市の富岡市長ということです。

みわ：官僚がばあっと来たっていうよりは、文化人という感じですか。

依田：地元意識の強い、地元民。弁護士一家で、私が議員になる前に務めていた生協に講師としてきてくれる弁護士で、市民連合の呼びかけ人のひとりとなった女性も市内にいます。あまり党派にこだわらない傾向はあります。

住宅リフォーム助成と申請の仕方が同じ

岩崎：商店のリニューアルの助成の制度は、木造住宅の耐震改修の補助事業がベースとみていいんですか。

依田：耐震ではなくて、全国でやっている住宅リフォーム助成制度がベースになっています。耐震助成は、耐震診断をやった上で耐震工事をすると補助金が出るというもので、ステップが複雑なんですけど、住宅リフォーム助成は家本体の改修であれば何にでも使えるんです。

岩崎：その住宅リフォーム助成制度の仕組みがベースになって、それを商店という個別の建物の修理に適応して、補助金の上限を100万円にしたと。

依田：補助の申請の仕方が全く一緒のようなものです。

岩崎：補助額が違うということですか。

依田：住宅リフォーム助成は補助額が3割ですが、商店リノベーション助成は5割で100万円が上限ということです。全額を補助金で賄おうというのは無理ですが、背中を押してくれる事業ではあります。今まで、そういう市民向けの補助金はまずなかったんです。

岩崎：住宅リフォームの助成制度と耐震改修の助成制度は別建てであるわけなんですか。

依田：もともと耐震改修の助成制度があって、今も続行していますが、ほとんど利用がなくて、毎年一桁で終わっちゃう位です。耐震改修はかなりハードルが高いんです。

岩崎：では、住宅リフォーム制度も商店の方も、今ある建物のリフォームであればいいわけですね。

依田：実際に多いのは、トイレや台所などの水回りの改修ですね。もちろん外壁などもあります。要するに住んでいる部分はいいんです。物置やガレージなどはだめですが、住んでいる部分の改修であれば、あまり条件はつけないんです。

ただ、所得制限があるのがちょっと問題です。世帯の中に400万円を超える人がいる家はだめなんです。全体の年収じゃなくて、所得が400万円を超える人がいなければいい。実際には500万円あっても、基礎控除だとかいろいろな控除を引いて、結局400万円以下になってさえいれればいいということです。

対象は市内中小業者

みわ：商店リノベーションの方には、そういう制限はないのですか。

依田：大きいところはだめで、中小の店舗が対象です。

みわ：イオンなどをやっている小規模店舗、巨大企業がちっちゃい店舗をやっている場合はどうですか。

依田：高崎市内の業者を使わなくちゃいけないなどの制限もあって、チェーン店もだ

めです。

みわ：個店なんですね、地元の。使う業者も地元の業者を使うことと。

依田：ちょっとした飲み屋さんなどもやっていますから。

みわ：本当にニーズがあるんですね。住宅リフォームにしても商店にしても、こんな数、すごいですよね。どんどん町がきれいになっていくという感じですか。

依田：そこまでいくといいんですけど。ご多聞にもれず、シャッター街になってるところもありますし、今度、高崎駅前に都市型のイオンができるということで、ビルの8階全部に入るイオンができます。それはちょっと脅威かもしれません。ただ、3月議会でも質問しましたが、イオンの進出自体が地域の活性化になる、イオンの進出によって不況に陥るってということはないんじゃないかという答弁でした。1,000万人の集客力があるんだと言ってます。

古谷：それは、商店というか個店に与える影響はあまりないというような答弁なわけですね。

自己資金、税の滞納などの問題も

依田：そうですね。こっちとしては、中心商店街の支援を要望しましたけど。

問題がないわけじゃないんです。商店リニューアルは成功している部分もあるけど、そうはいつでも、一定の自己資金もなければ、補助金だけで賄おうなんてことはできない。あと、いろいろ融資もしていますが、条件が厳しくて、税の滞納があったらいっさいだめです。困っているところはそういうところまで行っちゃっているところがありますので、なかなか大変です。

高崎は江戸時代からの交通の要所

みわ：地図を見せていただいて、いっぱい線路が集中してありますが、人が集まってくる乗り換え駅なんですか。

依田：そういう面もありますし、もともと線路は明治に敷設されて、JRの線路は戦前からありました。高崎は、昔から交通の要所で、江戸時代には中山道の中で一番大きな町でした。

みわ：全然町の中を見ていないのでどんな町なのかイメージがつかめないんですが、工場があったり、近隣からみなさんが働きに来る場になっているのですか。

依田：近隣から人は集まってきますが、首都圏と違って、群馬は新幹線などの幹線のほかは本数が少ないので、公共交通に恵まれておらず、自動車の普及率も全国でトップクラスです。

(その他、コミュニティバスや市庁舎等について、伺いました。)

高崎市内商店街視察

伊藤あつひろ議員の案内で、高崎市役所から高崎駅まで少し遠回りをして商店街を視察しました。定休日の多い火曜日だったこともあって、シャッターが下りている店も多く、人通りも少なく、ちょっと寂しい感じがしました。

商店リニューアル助成事業の補助金を使って改築した着物屋さん、そば屋さんがありました。



商店リニューアル助成事業の補助金を使って、古い蔵を店舗に改築した着物屋さん。



中央銀座2番街。火曜日の午前中とあってか、ほとんど人通りがありませんでした。



商店リニューアル助成事業の補助金を使って改築したそば屋さん。玄関を道路から少し下げ、内装も改修しました。

前橋市まちなか店舗ホスピタリティ向上支援事業

対応：前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 課長 永井 尚宏、
課長補佐（兼）まちなか再生室長 細井 敦、
同副主任 茂木 勇

あいさつ 永井 にぎわい商業課長

みなさん、こんにちは。お世話になります。にぎわい商業課長の永井と申します。本日は、前橋にお越しいただきまして、本当にありがとうございました。

前橋の町は、駅前を高崎と見比べると、かなりおいていかれてるというか、正直な話、地元の間人からするとかなり厳しいところがありまして、県都といいながら、特に中心部の駅周辺はほかのところから人を連れてくると恥ずかしいよねみたいな話をされるような寂しさがあります。

このへんの町中の活性化については、ここ三十数年来、大きな課題として取り組んできていますが、なかなか成果が出てきていない状況です。最近の取り組みの中で、シャッター街をなくしてなんとかお店を開けようということで、2005年頃から、空店舗に出店する場合に店舗の改修等の費用を一部負担しましょうということをやっています。商売が厳しくて1・2年やってやめちゃうということもありますが、最近の傾向としては、ここ5年間で50店舗位出店をしていただいております、ここ2・3年の中ではやめたというところはありません。

今、いい店舗というか、通りの1階に面しているというような条件のいい店舗が品不足になっています。開店するお店も、昔のような物販というよりも、ギャラリースペース貸しのようなおもしろい店も出て来ています。私どもから見たら本当に商売になるのかなというような、ギャラリー、絵などを並べるのではなく、スペース自体を自称アーティストに1週間何万円かで場所貸しして、飾りのポップなどもオーナーが作って、宣伝もするというような商売です。そのオーナーは本業が別にあるので、そこで利益が出なくてもやれるということもあるのですが、遠くからわざわざ来るような方もいるようです。

前橋は、お恥ずかしい話ですが、県庁所在地の中で唯一市立の美術館のない町ですが、3年程前に町中に昔の商業店舗の地下～2階を使って現代美術を扱う「アーツ前橋」という現代美術館ができて、芸術家が町中に作業する場を借りるというような動きも出て来ています。

あと、建物自体が古くなってきていて、物によってはリノベーションもできないような古い物件があって、貸すに貸せない物件もあるんですね。そういう物件を人が来ていただけるような店舗に変えていけるかというのが、ひとつの大きな課題です。

そういう中でも、前橋の町には何十年あるいは百年過ぎてやっている店も何店舗かあります。そういう店舗もかなり老朽化していて、まだトイレが和式のところもあり

ます。そういうところを、何とかもうちょっとお客様のおもてなしの視点で改善できるようなことをやろうということで、「まちなか店舗ホスピタリティ向上支援事業」を昨年度から始めております。

概要について、担当の方からご説明をさせますので、その後でいろいろご意見なりをいただければと思います。よろしくお願いたします。

事業概要の説明 茂木 にぎわい商業課副主任（資料6、7）

商業者向け施策を1つのパンフレットに

今2期目に入った山本市長には、情報は相手に届かなければ情報発信していることにはならんという信条があって、各部署がいろんなチラシを作りました。ただ、なかなかユーザーさんには届いていないということがあったので、商業施策を一冊にまとめて、何番があなたが使える事業ですよというパンフレットをつくりました。これがあると仕事をする側もすごく便利です。

パンフレット「商業サポートガイド」の10～14番（注）が、にぎわい商業課でやっている店舗向けの事業です。10～13番は、空洞化対策事業と呼んでいます、その一環でホスピタリティ向上支援事業補助金がスタートしています。

注：10番 まちなか店舗開店支援事業

11番 まちなかオフィス開業支援事業

12番 まちなか社会起業等支援事業

13番 まちなか店舗ホスピタリティ向上支援事業

14番 まちなか活力創出支援事業



制度創設の経緯—疲弊した地方都市に選ばれた！—

いままでは10、11、12番の3つをやってきました、2015年度から13番を始めたわけですが、そもそも10、11、12がスタートした経緯が大事なので、制度創設の経緯を先にお話しします。

実は非常に不名誉なお話ですが、まちづくり三法が改正される前年の2005年に、法案の審議にあたって経済産業省が国会議員の視察先を選定してレクチャーする際に、疲弊している地方都市の視察先として選ばれたのが前橋市でした。当時の課長から非常にいやな説明だったと聞き及んでいます、当時は確かにシャッターがよく下りていました。テレビ局でも、わざとお店が閉店日の水曜日の、それも10時開店なのに9時頃の映像を撮って、まだ開店前でシャッター下ろしているのと空き店舗なのと区別がつかないんですが、それをシャッター街として報道したりして、ひどい仕打ちを受けておりました。

ただ、実際空き店舗も多くて、50店舗あれば10店舗が空き店舗という通り、1、2階あわせると2割位が空き店舗という商店街もございました。



グラフ（上）は、市内の主要商店街9つについて、市職員が目視で1階路面店舗の空き店舗数を調査した結果です。さすがに全数を調査するのは職員のマンパワー的に難しいので、1階の路面店の空き店舗数を毎年ずっと追いかけています。

まちづくり三法の話が出た頃の2006年(平成18年)当時は空き店舗数が46、40、53で、空き店舗が一番多かった時分になります。法案の視察の話や、自分たちの見たことのある商店街が全国のシャッター商店街を追うというようなテレビ番組で取り上げられたということで、寂しい思いをしたという市民の声が届くようになり、その声を受けて市議会からも、なんとかしないとイケないんじゃないのという話が出てきました。

まず空き店舗対策の3事業を開始

当時は商店街単位に補助金を出すという考え方が主流でしたので、対象を個店に切り替えるのは行政的にはそういうハードルが高かったのですが、2005年に空き店舗対策として「まちなか店舗開店支援事業」をまず始めました。これは、空き店舗にお店が入る場合に、改装費の半分を助成するという制度です。

そのうち、それだけじゃうまりきらなくて、「まちなか社会起業等支援事業」を始めようになりました。これは、非営利団体で、まだまだ商売としてはなりたないけれども、町のためにがんばりたい、まちづくり会社のようなもの、あるいは社会的な問題を解決するためにがんばりたいというような人たちに、3年間猶予を与えますので3年間のうちになんとかビジネスのきっかけを作ってくださいということで、改装費用や運営費などを3年間補助するものです。

同時に、店舗だけではなくて、オフィスの空き率も非常に高く、いわゆる民間の不動産会社さんのレポートによると40%位の空室率があるという報道がありました。これも非常に議員の癪に障る部分になって、議会で質問も出て、これはなんとかせに

やならんだろうということで、オフィス開業のための補助メニューとして「まちなかオフィス開業支援事業」を作るようになりました。

ですので、店舗であれば「まちなか店舗開店支援事業」、非営利活動的なまちづくり活動的なものであれば「まちなか社会起業等支援事業」、事業所を誘致する場合には「まちなかオフィス開業支援事業」を使ってもらおうということで、空き店舗対策はメニュー的には揃ってきた経緯がございます。

予防的な措置として既存店舗の支援事業を開始

そういった背景の中で、今までは空いたものをうめるという対処療法的なものでしたが、2014年の段階で、ここだったら入ろうかなという優良な空き店舗が減ってきてしまって、より条件が悪い裏通りや2階などの開店支援のメニューを使った出店が増えてきました。

そういった時に、何か次の一手を打たないということ、予防的な措置として既存店舗に対する支援事業「まちなか店舗ホスピタリティ向上支援事業」を始めました。

役所というのは、新しいことをする時にどうしても理屈がないとなかなか進められないものですから、介護予防の話になぞらえて、病気になる前に病気を防ぐという予防的な措置で、今商売をやっている方がもう一步進めたいという時に助成金を出しましょうという考え方です。しかし、今やっていると助成するのは、なかなかやっかみなどが発生しかねないということもあって理論武装をきちっとして、まず予防的な措置で、空き店舗にさせないために助成をする、下駄を履かせるという意味合いにしました。名称も、おもてなしという意味で「ホスピタリティ」の向上という言葉をあえて使っています。

これは、町にいらっしゃる方が、ああもてなされてるなあ、いい町になったなあと感じていただけるようなものであれば、助成しましょうというものです。

去年はNHKの大河ドラマ「花燃ゆ」で群馬県が舞台のひとつになったことから、たくさんの方が前橋を訪れました。このタイミングでやらない限りはたぶんもうできないだろうということで、「花燃ゆ」のお客さんが全国から来るかもしれない、商店街にお金出さなくてどうするんですかと財政部局を説得して、個店を今やっている方への助成というものに風穴をなんとか開けたというのが、経緯です。

商店街からは「画期的な事業」と高い評価

商店街の方々からすると、今までやってほしかったけどやってくれなかったのをついやってくれたねということで、画期的な事業だというようなことを商店街の理事長さんがおっしゃって、非常に評価してくださっております。商店街の方々は、今までやってきた自分たちを認めてくれたというように、たぶん受け止めてくださっているのだろうと思っています。

お客様にとってプラスとなるものに助成

事業の対象は、まちなかで1年以上営業している店舗が、来街者に対して「おもてなし」の観点から、店舗の改装をしようとする場合です。お客様が見える範囲、ある

いはお客様が利便を受けるところに限りましょうという理屈にしています。

具体的な補助対象事業は、ホスピタリティ向上に資すると認められる事業ということで、次にあげるものです。

①トイレ、たとえばお手洗いを改修、多機能トイレに改修することも含めます。

②外から見た時に目につく看板、ファサード、オーニングテント、あるいはサッシなどの修繕をする場合や、壁面が汚いよりはきれいにしましょうということで塗装工事の場合も大丈夫にしました。

③内装の関係で、クロスを変えたり、間仕切りを設置して個室スペースを作るとか、段差があるのでバリアフリーにしたいという場合も対象にしています。

④親子連れの店舗利用を促進するような施策、おむつ交換台や休憩スペース、あるいはトイレの中に赤ちゃんのホルダーを付けようとか、そういうことにも使えます。

⑤観光客の方、外国人を想定するとW i - F i 設備があった方がいいだろうと、そういうことにも対応できます。

⑥どんなようなものが出てくるかわからないものですから、市長が認めるものというかたちにして、申請の受け付けを始めました。

お客様が暑い思いをしてはかわいそうだということで、エアコン改修も対象にしました。

全額補助ではありませんので、お店の方々も半分はご自身でリスクをとっていただきます。基本的には申し出があったものは、何か理由をくつつけて、これは大丈夫でしょうというようにしています。ただ、お客様にとってプラスにならないこと、たとえば2階の休憩室のトイレの改修については対象外として、見積りが出て来てもごめんなさいをしています。

お客さん目線で対象事業をしぼり、対象経費は改装経費の2分の1以内、上限は100万円としています。たった100万円というふうにお感じになる方もいれば、100万円もくださるというふうに言うてくださる方もいらっしゃいます。お店の規模によって受け止め方はまちまちです。

2015年度の実績は34件2400万円

事業費には、国の地方創生交付金を当てました。

どの位募集があるかわからないということで、当初は1,000万円を予算をとりあえず組み、5月から使えるようになりましたが、実際に蓋を開けてみたら数字が伸びて2,400万円という実績でした。

利用件数は34件です。1件当たりの助成金額は、100万円使う人もいれば、本当に少ない10万6,000円の人もあります。LEDに交換する工事だけでいい、私はこれだけでいいんだという人もいます。ただ1件は1件なので、1回利用すると来年は使えませんよと一応ご案内するんですけども、いやうちはこれだけでけっこうです、半分の5万3,000円いただければ十分ですという人もいます。

内訳は、飲食業、小売業、理容・美容業などです。理容・美容業は、サービス業に

前橋市ホスピタリティ向上支援事業補助金 2015 年度実績 (前橋市提供資料より)

(1)対象経費：店舗改装費(市内業者施工に限る)				(2)補助率：1/2 上限	
(3)対象区域：中心市街地の一部		(4)対象業種：小売・サービス業等(夜間主を除く)			
(5)予算状況：10,000 千円 (H26 繰越明許) ※国の地方創生交付金を充当					
(6)事業実績：利用件数 34 件決算見込：24,087 千円					
【内訳】	・飲食業	12件	9,636千円	(業種35%	金額40%)
	・小売業	15件	8,920千円	(業種44%	金額37%)
	・理容&美容業	5件	4,009千円	(業種15%	金額17%)
	・その他	2件	1,522千円	(業種 6%	金額 6%)
		34件	24,087千円		

分けてもいいんでしょうけれど、どういうわけか割と反応がよくて利用が多かったものなので、あえてひとつ項目として起こしました。

空き店舗では小売りで出店する人はあまりいないんですが、今もがんばっていらっしゃる事業者さんの場合はむしろ小売りの方が元気がいいというか、おそらく内部留保がある程度あるということが予想されます。飲食業では、ちょうど世代交代にこの事業を使うということもありました。

すごい制度を持っている高崎市の隣としてはつらい

高崎市はすごい制度を持っていて、2013年にいわゆるリニューアルリフォーム助成といわれる、市内全域で100万円で備品の購入でも居酒屋さんでもみなさん使えますよという使い勝手のいいものを行っています。事業費もだいたい3億円からのお金で、これは全国的に見ても頭というか体ひとつも飛びぬけている事業です。それを隣でやられているものなので、共産党前橋市議団のみなさまからは、われわれの立場も考えてくれというような、いろいろな注文を受けています。前橋市は中心市街地に限っていますが、境界線の向こうの高崎市に行くと、エリアに全然関係なく100万円使えるということもあります。

高崎市では6月位には3億円を使い切っちゃうというように、ものすごい人気もあります。合併した旧町村部も含めると人口も前橋市を抜いて今、県内最大都市になり、事業所もたくさんあります。市の境界、ちょっと一歩行くともう100万円出て、一歩こっちに来ると出ないというので、立場的にはつらいのですが、そういうお話しがよくあります。

関係者の評価—制度をきっかけに世代交代も

示した新聞記事は、改装補助を出した前橋の名物レストラン「モモヤ」のものです。パーラーレストランモモヤという前橋の方はよく知っていて、子どもの頃よくパフェを食べたとか、そういう思い出のお店です。元ケーキ職人でもう10年近く一緒にお仕事をされている娘婿さんに世代交代する際に、今後20年30年がんばれるようにということで、水回りやトイレとかのお客さんが使うところを5、600万のお金を投じ

ておやりになりました。そのきっかけになったのがリニューアルの助成金で、100万円もらえるのであればやろうかと、ちょうどいいタイミングだしということで、先代の方が70過ぎになるタイミングで息子さんにバトンタッチしたという話がありました。

こういった事例はほかにも、100年位やっている魚屋さんや、130年位やっているうなぎ屋さんなどがありました。そのうなぎ屋さんも世代交代する機会に外装をきれいにして、今度はお前の代になるから2、30年がんばってくれということで、自分が代表を降りて倅さんが継ぐと、そういう話がけっこう聞こえてきます。たかが100万円という部分もありますが、その100万円を使って世代交代をすると、世代交代の後釜がいらっしゃるところはそういうかたちでうまく使っているところもあります。

商店街の方々、空き店舗というのは新参者がやる、そういう言い方をどうしてもするんですが、新参者に対する補助金があるのに、前橋に根を張って、百何十年もやっているのに、一度たりとも100万円なんてお金もらったことがない、それが今回もらえるようになったということで、現金なもので、お金が出ると非常に評価をしてくださっています。

対象事業者、区域の拡大の要望あり

隣の高崎市では、居酒屋さんでももらえるというので、居酒屋さんからはよくお話しがあります。

この制度の受付が始まった2016年の4月1日に、地元の民商さんから要望書が出されました。制度を発足させたことは評価するけれども、これで終わりにしないでくれという意味で、4つの要望が出されました。夜間営業種、前橋の町は夜も実は元気じゃないか、その人たちもしっかりと働いて税金を納めているんだよ、そこも対象にしてくれというのが一番です。次に、設備関係、備品購入費も補助の対象にしてもらえる業種によってはすごく助かる、それがお客さんのもてなしにつながる、そういう考え方もできないかということ。あるいは、対象区域も中心市街地だけではなくて市内全域にできないのか、工場や事業所にも拡大できないか。こういった要望が制度発足当日に出されました。

それと、民商さんだけじゃなくて、一般の個店の方々からも要望がありました。こういう補助金があると聞いたんだけどと言ってこられた方に制度の概要を説明しますと、なんだ、うちは対象にならないんですかということ、がっかりしがてら要望



もして、なんとかならないんですかというお話が、少なくとも5、6件はきていると思います。また、自分は対象外なのかと、対象区域拡大の要望も電話照会で3件位は伺っています。

議会では共産党の質問が他会派にも波紋

議会では、日本共産党前橋市議団の方々からたびたび質疑で取り上げていただいております。2015年度の当初予算を審議した2015年3月議会では、市長に直接聞いてみたいということで、代表質問や総括質問等でこの問題を取り上げられました。また、個別の委員会でも質問をしていただきました。

この制度についての質問をたびたびすること自体で、議員全体に問題意識が生まれています。担当から漏れ聞くところでは、与党の会派の中でも、夜間業種もなんとかならないのとか、そういう方々の支援が多い方はそういうことを言い始めていますし、共産党市議団のみなさんの活動でじわじわと少し動きが出てきているなあというのがあります。

その最たるものとして、請願が2016年3月に出されました(資料8、9)。前橋の民商さんからの請願でしたが、審査の結果、反対等の意見が多数出されて否決にはなりましたが、一石を投じた価値はたぶんできているんだろうなと思います。だんだん時間が経つといろんな考え方がその後出てくるだろうなということで、われわれも予算があれば拡充したいという話をしております。

すでに350万円位の受付、増やすためには他事業を切るしかない

予算に関しては、2015年度は1,000万円でスタートしたので、2016年度も1,000万円で頼みますということですが、補正予算を組む場合は何か別の事業を削ってやってくださいということになっています。

4月1日から受付を開始して、ちょうど今12日経ちましたが、現在6件受付をしております。やはり待っていた方がいらっしゃるんですね、タイミング的に。2月末でいったん打ち切っていますので、見積が3月ではちょっと間に合わないということで、3月に出したかった方々はずっと待っていて、4月受付開始と同時にごぼごぼ来ています。350万円位はもう出ていますので、あと650万しかお金がないので、いつまで持つのかなというところです。でも、補正を組んで対応するとすると、ほかの事業を切らなきゃいけないことになるので、なかなか厳しい状況になっています。

(質疑応答)

足が悪くなってきた高齢者のために椅子・テーブル方式に改造

大貫:僕は、ホスピタリティと書いてあったから、増えてくる高齢者などに対応して、たとえば空き店舗にお年寄りが休めるようなスペースを作って、人が集まることによってにぎわいが出てくるだろうと、そういったことを考えているのかなあと思いました。

町の中の商店、商店街の役割がそうとう変わってきているような気がしています。

先ほどお話しがあったように、商店の種類が物品販売からさまざまな人が集まるようなものになってきて、町全体の中身が変わってきているんじゃないかなと思っていますが、そういった視点というのはあるのでしょうか。

茂木：個店の改修で言いますと、たとえば先ほど魚屋さんの話をしましたが、100年近くやっている魚屋さんが、手前にあった冷蔵ケース、あ



前橋市職員から説明を受ける党横浜市議団

ってもなくてもよかったですね。それを撤去して椅子を並べて、足の悪い人や歩いてくるなじみの方に、座ってお茶を飲んで雑談できるようなスペースを作るといったケースがありました。

そば屋さんでは、昔は小上がりにしておくと品がよかったということがありました。足がだんだん悪くなってくると膝を曲げたくないということで、小上がりを土間に戻して、椅子とテーブル方式にして、足がリラックスできるようにした例もあります。掘りごたつにするよりは椅子を並べた方がお金が安いので土間にしたというそば屋さんの事例もあります。昼間やっている飲食店・居酒屋さんなどにも補助金を出しておりますが、お客様の年齢が上がってきたことで椅子とテーブル式にする時に費用がけっこうかかるものですから、その改造にこの補助金を使っているというケースはままあります。

まちなか社会企業等支援事業でコミュニティスペースづくり

茂木：コミュニティスペースということであれば、まちなか社会企業等支援事業が割と使えます。もし、高齢の方が集まるような場所を作りたいということであれば、この事業を使って、利用料をとって事業を始められますが、採算の面からいえば、補助金が切れる4年目からが問題にはなります。

軽度の発達障害のある、いわゆるグレーゾーンといわれる子どもたちの放課後デイサービス事業が今度始まります。そういう子ども達の放課後デイサービスは介護保険と同じようにクーポンが支給されて、それを使うと利用料の一部を払うだけで、子どもを預かってもらえるというサービスが今年度から始まっています。クラスでちゃんと座って授業が受けられないような子どもが割といらっしゃるようですが、その子どもたちの放課後の塾のようなものがありまして、そういう活動を2016年度からやりたいという人がいらっしゃいます。そういうお子さんというのは専門家にゆだねてもう一回躰をし直すとちゃんとともに戻るんだそうですね。このような発達障害を持つ子どもの親御さん方のコミュニティスペースをつくるという活動が、この事業を使って今年度また動きます。

あと、先ほど課長の永井から話があったギャラリーですが、名前の売れている方であれば号数によって10万円20万円などと価格が決まりますが、売り出し間もない、卒業したての自称美術家は画廊が扱ってくれないということです。であれば同じ悩みを抱えた者同士でギャラリースペースを作っちゃおうということで、ギャラリーアーツープというNPOをつくって、まちなか社会企業等支援事業を使ってやっているようです。それによって、10万円払えば、1週間自分の個展ができると。自分の好きな値付けをして、うまくいけばパトロンがついて買ってくれるかもしれないということのようです。10万円の中に場所代とリーフレットやポストカードの作成費が含まれていて、もう1年先まで全部会期が埋まっているという話です。そこは、病院の管理栄養士をやっている青年が、恵まれない芸術家のためのコミュニティスペースとしてやっています。同じようなものが都内ではけっこうあるんだそうですけど、都内では場所代が高い。でも、前橋あたりで、あれば10万円で1週間借りられて自分で好きに値付けできてというのは、けっこう魅力らしいんです。

大貫：そのギャラリーは何平米位あるんですか。

茂木：そこは1、2階でやっています、1階が物販で、2階がギャラリースペースで、1、2階合わせて80平米位はあると思います。

永井：おもしろいのは、今、コミュニティスペースというのが流行りらしくて、なかなか物販では商売が難しい中で、そういう交流スペースをどうやっていくのかというのも一つの大きな課題になっています。

人に町に来てもらう取り組み

前橋市では、7、8年前に西友という大きなデパートが町の中心部から撤退した後、中央公民館という生涯学習施設をつくり、上に大学のある学部に入ってもらったり、地下をスーパーにしたりして、公共と民間の複合になるようなリニューアルをしました。そこには年間累計で150万人位の人々が来ています。そこに来る人たちになんとか外に出てもらおうということで、中心部の飲食街のマップを作って、それを持っていくとプチデザートがサービスになったり、10%割引になるよというようなことをして、その施設に来る方になんとか町に出てもらう取り組みもしています。

制度の対象区画の中に映画館がありますが、映画館としてフル興行するのはもう無理なので、今、映画館自体を貸館にしています。そこで、毎週火曜に無料で上映できるDVDを上映しています。たとえば「青い山脈」や「第三の男」などの本当に古い映画をやるとけっこうお年寄りの方が来て、その時に町中の飲食店などのコマーシャルを流しています。1分位の映像をやっている人がいるので、そういう人にコマーシャルビデオを作っていただいて、亭主がうちでこれがおいしいですよ、火曜シネマで見て来たよと言っていただければサービスしますよというようビデオを流して、なんとか町の中に出ていただくという取り組みをやっているところです。

けっこうお年寄りは出ていただけますが、なかなか若い人には出てもらえません。たとえば大学生などは本当にあんまり出てもらえなくて、なんで出ないんだよという

と、行きたい店がないということで、そのへんのところも今後の課題だと思います。

大貫：今度、高崎駅前に行けるイオンも影響あるね。

永井：そうですね。どうなのでしょうね。ただ、イオンに行くような方については、すでに影響受けまくっていますからね。すでに郊外にイオンがありますし、高崎の郊外にもイオンはあるので、イオン同士で客の取りっこをしちゃうんじゃないかなとも思います。

大貫：いろんな取り組みをされているんですね。

永井：といて、目に見えて前橋が活気づいているというわけではありません。

自己物件でも賃貸でも利用できる

岩崎：商店の支援策としてやられているんだけど、話を聞いていると、魚屋さんやうなぎ屋さん、これは自分の建物でしょ。

茂木：自己所有でも賃貸でも大丈夫です。

岩崎：賃貸の場合は、この制度はどういうふうにご利用されるのですか。つまり建物のオーナーの側とそこで店をやっている側とは立場が違いますが、どう使うんですか。

茂木：物件を所有しているだけでは出しません。物件を所有していて、なおかつ商売している方と、物件を持ってなくても商売している店子さんには出します。商売をやっている方に対して補助するということです。

岩崎：商売をやっている人に対して出すということですか。

永井：借りている方はオーナーの承諾を得て、補助を受けて、改装するということになります。

古谷：そうすると、オーナーへの資産形成にならないんですか。

茂木：それはそうですね。資産形成というところをどうやってクリアするかが問題ですが、おもてなし向上の部分、来街者を呼ぶことの方がメリットが大きいということで、制度を始めました。

古谷：そういうふう突破したと。

茂木：けっこう長く借りている方が多いので、すぐに出ていくということはないかなと思っています。

備品購入は対象外というが

永井：備品の場合は転売が可能になるので、高崎市ではオーケーにしていますが、前橋市ではそこは一線引こうということで対象にしています。日本共産党市議団の方からは、備品も重要だということで対象に含めるよう要求をいただいています。ずっとその備品が売られていないかどうかを確認することができないものですから、転売などのことを考えると、もとはといえば税金ですので、現段階では一線を引かせていただいています。

青木：備品かどうかというところが難しいですね。たとえば、おむつ交換台は、置いた物だったら備品ですが、ネジで固定すれば施設になりますよね。

茂木：そういうことです。移動可能なものだとだめなので、固定してくださいとご案

内しています。

3階にネイルサロン開店ではにぎわい効果は薄い

みわ：ギャラリー屋さんとかスペースを貸すというのも含めて、だいたい1階は品不足で、2階などが今動いているということですね。

3年で新規店舗50店と言われました。これは「まちなか店舗開店支援事業」でされたということですが、この事業ではどれ位お金を使ったのでしょうか。

茂木：2015年度は、10番11番12番の事業あわせて4,000万円です。これは同じさいふになっていますので、それぞれの事業の中で融通しあいながら、やっています。一番ウェイトが重いのは10番のまちなか店舗開店支援事業です。11番のオフィス開業支援事業はそんなに多くありません。

みわ：新規ということですね。

茂木：新規ですね。ただ、1階の目立つ場所ではなくてビルの3階にネイルサロンを開けますというところが出てくれば、補助金を出さざるを得ないんですね。3階にネイルサロンもいいですが、やっぱり1階の目立つところの方がいいわけで、当初予定したのはそういう事業ですので、そういった物件がなくなってくると、3階にネイルサロンというような使われ方はどうなのかなという部分もあります。

みわ：本当は町のにぎわいのために使うということですね。

茂木：もともとは、シャッター通りという汚名を返上しようというようなところから始まっていますので。

古谷：公益性があったわけですね。

茂木：そうですね。ですので、商店街にいる人からほぼ見えない3階にネイルサロンが出るということ、お客さんは来るんですけども、うーんどうなのかなということもあります。そうであれば、空き店舗で新規開店する人への事業よりも、既存の店舗に対する事業であるホスピタリティ向上支援の方に予算の配分を増やしていくということも、技術的には可能なかなと思っています。実際、2016年度予算では、新規開店の方を少し削ってホスピタリティの方に移しています。

土地・物件所有者が市民でなくても対象に

みわ：持ち主さんが地主さんだったら地域の人ですね。地主さんもその店舗を持っていらっしゃる人も別のところに住んでいて、土地や店舗を資産として持っているという場合でもいいんですね。

永井：たとえば市内に相続で引き継いだビルがあって、その1階が空き店舗になっていて、そこに隣の高崎市から転入するかたちで出店したいという場合にお金が出るかというと、出るんですね。

みわ：それはいいんですか、にぎわいということ。

茂木：にぎわいということで、いいということにしています。厳密に言うと、今まで1年以上納税した人などといったところですが、やはりにぎわい創出に重点を置いています。受益と負担の関係からいうとどうかなというところはありますが、そこは

商業部門のよいところで、柔軟に対応しています。

永井：実態的にはなかなか商売は難しいので、現状は、いい場所にある程度経費をかけていい物件にして、創業者に来てもらって、商売をしてもらって家賃を稼ごうという状況にはなかなかありません。屋根がある程度落ちていて、貸せないような物件もありまして、そういう部分をどうしていくかというのが課題のひとつです。

シェアハウスというのが、町中に昨年できました。20年以上空きビルだった3階建ての建物で、オーナーは東京の方で、たぶん相続でオーナーになっただけですが、20年以來借り手がなくて、固定資産税だけ払っている状況でした。改造してシェアハウスをやったらいんじゃないかという話があって、中央通りというところの商店街の理事長さんがオーナーの方に向けあたりしながら、自分で資金も集めて、多少市の方もお手伝いしましたけれども、11部屋ある学生向けのシェアハウスに改築して、非常に安い家賃で貸しています。オーナーからすると、今まで収入がゼロだったのが多少でも入れば、固定資産税分位になればいいかなというところだと思うんですが。11部屋がかなり満杯になって、借金も順調に返しているという話もあります。

このような物件はやむを得ず持っていて、売りたいくても売れないし、貸したいくても貸せないという状態があるようです。

撤退した場合は補助金返還とはなっているが

青木：店舗開店支援事業は出店してから3年以上継続して、オフィス開業支援事業は5年以上となっています。これは空き店舗の話ですね。やったけど続かなかったということは当然あると思いますが、そういう時はお金を返してもらいますか。

茂木：この事業を始めたのが2年位前なので、まだその期限になっていません。

返還するかどうかについては実際は大変で、返還の条項を入れる自治体と入れない自治体があります。要は、100万、200万円の補助は出したけれども翌年にやめたということになるとじゃ返してもらおうということで、こういう条項を入れる自治体もあります。

この前、たまたま45市ある中核市で、同じような問題意識を持っている職員がいて、調査をしたんですね。そこで、補助金返還条項を入れているかどうかという質問があったんですが、半分位のところが入れています。入れているんですが、取れたか取れないかということ、まず事例がないと言っているケースが大半です。撤退してしまった事例では、補助金を取れたところはたぶん全国で1例か2例しかなかったですね。実際は、事情があって撤退したところに、追いはぎのように補助金返せと言っても、返してもらえないということがあります。前橋市でも返還条項を入れていますけど、どうなのかなというところではあります。

青木：条例としては入っているわけですね。

茂木：これは条例ではなくて要綱です。交付条件がいっぱい書いてある中に、3年以内に撤退する場合は計算式に従って返してもらいますとなっています。100万円の補助の場合、半分過ぎれば50万円返してくれと、2年過ぎれば3分の1だけ約束を果た

してないから3分の1の33万円返してねと、簡単に言うとそういうかたちになっています。

永井：だいたいそれくらいの見込みを持って、ちゃんとやってくださいよというような部分もあるということです。

中心市街地にまちなか再生室の分室

みわ：補助を出したところを見に行ったりするんですか。

茂木：回るようにはしています。ただ、いつ出ちゃうかはわからないので、そこが悩ましいところで、管理物件が増える一方なんですよね。空き店舗事業はすでに2005年からやっていますので、2005年に出店してまだやっているお店もありますが、いろんな理由があってつぶれたところもあります。やればやっただけやめるところが出て来て、年間10件位ずつは出ています。

永井：担当しているまちなか再生室は、市内の中心地に分室（資料7、5頁地図）があって、一步出れば中心市街地ですから、お昼を食べに行くのもどこに行くにも町の中を通りますので、ここ（市庁舎）にいるよりは情報は入ります。分室のあたりが中心市街地で、店舗等が集積しているところです。

支援事業の効果はどのように把握しているのか

岩崎：さっきのうなぎ屋さんと魚屋さんなんですけど、100万円かかったかどうかはわかりませんがね、助成金額の上限はいくらかあるでしょ。

茂木：300万円の工事でも400万円の工事でも上限100万円は100万円で、200万円を超えちゃえば頭打ちになっちゃいます。

岩崎：うなぎ屋さんと魚屋さんだけでもいいんだけど、そのことで商売が上向いたのか、つまり効果があったのかどうかという検証はどうなっているんですか。

茂木：売り上げがどうなったかということですか。

岩崎：売り上げというか、要するにその100万円の補助をもらって、お店をきれいにしたことで持ち直したとか、売り上げが増えたとか、つまり効果があったと喜ばれているのか、その効果を把握しているのですか。

茂木：アンケート調査をしているわけではないので話を聞いている限りですが。われわれの事務所のはす向かいがその魚屋さんなので話は直接聞けるわけですが、ちっちゃいコミュニティスペースができたことで、いままで立ち話だったのが座って話せるようになったよと、わざわざ遠くから来てくれる人もいるので、そこでお茶の一杯でも飲んでもらって、話は長くなるけど、そういったことでお客さんとの接点が増えたなということで、常連さんをつなぎとめる意味で、たぶんそのお店にとってはプラスだったということはあると思います。

柳井さんといううなぎ屋さんについては、地元紙のコラムに載る位昔からやっているうなぎ屋さんで、お店がきれいになったということで、地元でまちづくり活動をしているデザイナーさんに「柳井」という漢字をおしゃれに作ってもらったんですね。たぶん息子さんのセンスなんだろうけど。今130年位やっているお店なんですけど、

世代交代して、この先ももう30年はがんばるんだらうなということで、宴会なり何なりが増えたとは聞いていませんけども、きれいになった柳井さんということで、話題にはなっています。昔からお座敷で繁盛しているお店なので、それがなくてもたぶん大丈夫だったとは思いますが。

永井：お店によってだと思えますが。ただ、大幅に2倍になったよというような話はありません。

細井：こういった補助金を使ってお店を少しリニューアルするというのは、ある意味それを使って、自分が半分出しても商売続けたいという意欲のある方だということがまず前提になると思いますので、そういう意味で、ホスピタリティ向上支援事業を使ってお店がきれいになるというのは、ある意味、その効果が期待できるということになるんですね。今、担当が言っているように、直接の商売に直結した効果を個店全部を一々調べるとするのはなかなか難しい状況はありますが、ただそういう声が聞こえてきているというのは必ずその商売に反映しているということになると思うんですね。それは、やっぱりやっている効果というのがないと判断できるかなと思います。

大貫：今、話を聞いていて、やっぱり生業ですよね。生業というのは長くずーっと続いていて、町の歴史を底支えしているということが一番大事なことだと思うので、そういう点では非常に役に立っているなと思いました。今日は、どうもありがとうございます。

日本共産党前橋市市議団との懇談

対応：日本共産党前橋市議員会議員

長谷川 薫、中道 なみ子、小林 久子、近藤 よしえ

あいさつ 大貫 日本共産党横浜市議団長

今日は、まちなかのリニューアル支援事業について勉強させていただきました。横浜でも商店街がどんどんシャッター通りになっていますので、商店街の活性はどうしたらいいかという話がありまして、それと同時に一つひとつのお店自身がよくなっていかなきゃいけないんじゃないかなということも含めて、今日は、午前中は高崎で給食の話聞いて、市議員団の方と高崎の町の商店リニューアル事業のことを伺いして、それで、こちらに来たという状況です。よろしくお願いします。

あいさつ 長谷川 日本共産党前橋市議団長

今日は本当にどうもご苦勞様です。私たちも定数38の議会で唯一の野党として4人で今がんばっているところです。

(以下は商業サポート事業についての部分)

高崎市なみに制度の拡充を要求

長谷川：ホスピタリティ向上支援事業補助金を中心街の活性化のために、高崎に学ん

で導入したんですけれども、実施地域は中心街に限定していますし、焼き鳥屋さんとか夜間だけの営業はだめだとか、昼間開く店に限定しています。それと、備品、たとえばエアコンやテーブルなどの備品購入について、移動したり転売する恐れがあるからだめだということで、全く利用者を信用しない、信頼しない、そういう態度なんです。だから、全市に広げなさいと、中心街もさびれているけど周辺も大型店でやられているんだからと言っているんですけども、だめなんですよ。趣旨が違うということで。



党前橋市議団と懇談する横浜市議団

(質疑応答)

かわじ：でも、言っておられましたよ。繰り返しの党市議団の発信が他会派を動かしたと。

長谷川：たとえば風俗営業などを規制すればいいわけだから。夜やる商売の方、いらっしゃるんですよ。民商のみなさんなんかそうなんです。昼までやってられないと、経営的に。だから、そういうところも助成対象にすべきだと言っているんですけども。高崎はそういうのも全部制限なしで全市域でやっていて、事業費が4億円位。前橋は、2,600万円位の実績ですから、高崎とはもう規模が違う。

かわじ：前橋市の資料をいただいたんですけども、始まったばかりです。すでに10件のうち6件の申し込みで、前年度の申し込みでもれた人が申し込んでいますが、これから予算どうなるんですかと、そんな人の心配しているんですけども。

長谷川：いい制度だから広げたいという思いは担当課長にはあると思います。

(その他、市長の姿勢、中学校給食、市税滞納についての差し押さえ、国保の資格証発行、健康診断、市長の資質、自然エネルギーの活用法、公共交通等について、意見交換を行いました。)

新潟市地域商店魅力アップ応援事業

対応：新潟市経済部商業振興課商業振興係 係長 小林 信一、
主事 佐山 雄紀（前担当）、主事 村尾 章（現担当）

あいさつ 小林 商業振興係長

地域商店魅力アップ応援事業をご説明する前に、新潟市の商業、商店街等の状況を若干、口頭で申し訳ありませんが、説明いたします。

各区役所に商業振興の専門部署

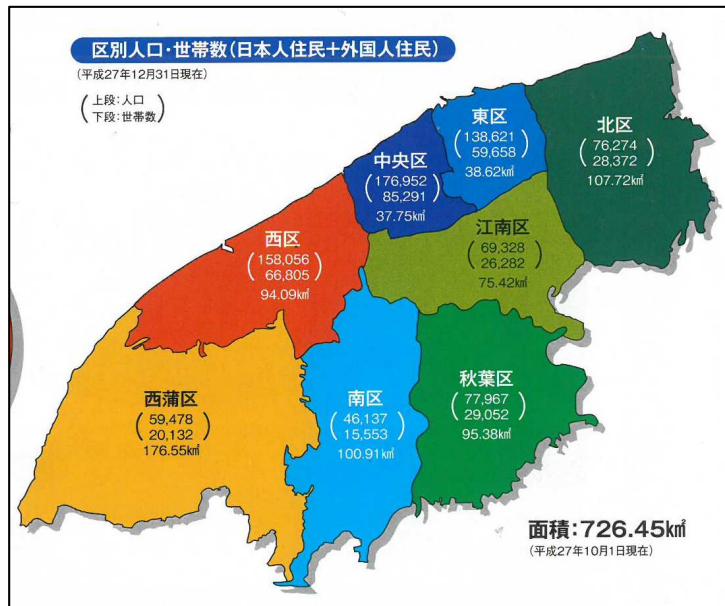
先に、新潟市の状況についてです（資料10）。新潟市は、2005年に合併して、2007年から区政を敷いています。みなさんが今いるのは、真ん中の中央区というところですが、面積的には狭いのですが、人口や商業の関係では中央区が集積地です。

この中央区に区役所がありまして、ほか西区、西蒲区、北区など8つの区があって、各区役所に商業だけではなくて農業も一緒になっていますが、産業振興課ということで専門部署を持

っています。中央区と東区については課ではなくて室という扱いになっていますが、どこの区役所にも専門の産業部署、場所によっては商業、農業、工業、観光を扱う部署が、どこにも室なり課であります。そこが、基本的には地元の事業者さん、農業者さんの窓口になって、日々の相談や、さまざまな交付申請の補助金の受付などを行っています。それらの情報を集めて、予算要求や執行管理、企画などが市役所の商業振興課の任務で、実際に地元の事業者さん農業者さんと接したり指導に入るのは地元の区役所です。

人口は減少傾向

人口は、2015年の12月末で80万2,000人強です。方向性としては、新潟市も人口減少に入りまして、少子高齢化が進んでいます。要因としては、全国的な傾向でしょうが、自然減が年々増えています。亡くなる人が生まれる人より多いという自然減です。もう一方の転入転出の社会減については増減を繰り返しています。一時増が多かったんですが、近年増減を繰り返している状況です。



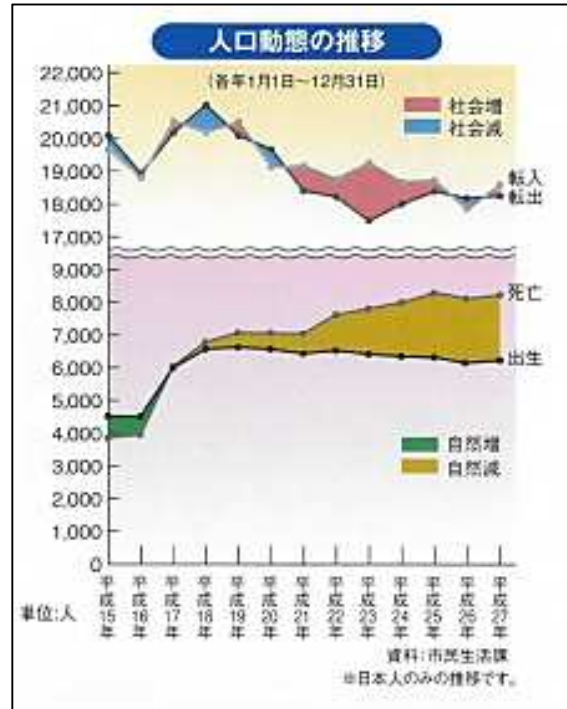
（統計グラフ新潟市2016より）

8割が第3次産業の商業都市

続いて、商業、商工業の状況です。商業は、生産額としては全市で3兆円強の3兆876億円です。全市の中で、総生産・事業所の中でいえば、第3次産業がほぼ80%強を占めていまして、やはり商業の町ということです。事業所数、従事者数についても、商業を含めた3次産業が主な割合を占めています。そのような状況であります。

その中で、商業、商店街の状況ですが、これも地方の都市はみんな同じですけど、今、消費の方向性が変わってきてまして、従来ですと、大きなお店ができたとか景気の影響が大きかったんですが、近年、私が感じている感覚ですけど、特に小売業ではインターネット通販などの影響が大きいのかなと思っています。自宅からクリックひとつ、電話1本で物が届けられて、実際にあるお店にはなかなか行かないという状況があって、それらも消費者にとってはチャンスとも捉えられますけど、そういうのも活かせる取り組みも必要かなと思っています。

そういう点もあって、全体的に売上は減少しており、事業所数も減っています。そして後継者も減少しています。そういう中で、地域の商店、商店街にとっては厳しい



(統計グラフ新潟市2016より)



(統計グラフ新潟市2016より)

状況が続いているというのは大方の見方としては間違っていないかと思っています。

ただ、全てがそういうわけではなくて、中には商店街さんでいろんな取り組みをされていて、徐々に再生の兆しがみえるような商店街も、少数ではありますが、いくつかはあります。

お買い物という点でいえば、商店街は苦戦しておりまして、空き店舗の増加や魅力的な商店が少ないなどの課題を抱えています。

歴史・文化を活かしたまちづくり

そういう中で、市としては、古くから港町としての歴史や文化をもつ中央区古町をはじめ、それぞれの地域でいろんな歴史や文化特性を活かしたまちづくりを進めていく、さらに商店街については、買い物だけではなくていろんなコミュニティを目的にして来街を増やしてもらえようような取り組みを支援しています。従来からのイベント支援や、空き店舗を活用して教室を開いたりコミュニティカフェを開いて、いろんな老若男女、いろんな地区からいろんな人を集めるような取り組みにも支援しています。

そういうように、団体への支援もやってきましたが、やっぱり商店街という団体だけの支援だと個々のお店はつらい、難しいという点もありまして、商店街の活性化につながるということで、個店への支援もやっています。

空き店舗対策、続いて既存店舗対策

具体的に申し上げれば、空き店舗対策として、コミュニティカフェにけっこう大きな3分の2の補助率で、今年から限度600万になりましたが、改装と賃料を補助する制度をやっています。これについては、単なる空き店舗でお店をするわけではなくて、いろんな人が集うようなコミュニティカフェをやって、商店街にいろんな人を呼んで、にぎわいをもたらしてくれるという前提のもとで、ちょっと大きめの補助を組んでいます。

創業される方については、新たな価値観や需要が生まれるということで、若干ではありますけど、賃料の補助を昨年度から始めました。

そして、今日、視察の対象になっている地域商店魅力アップ応援事業ですが、対象は全域です。そもそもの発端は、商店街のお店に魅力や集客力をつけてもらって、商店街ににぎわいや消費の拡大をしてもらおうということで、商店街の活性化につながるのであれば個店への支援も必要だねという方向で動いています。その中で、個店の魅力向上につながる売り上げや集客に資する取り組みを支援する制度ということで、昨年度から実施したところです。

以上、私の方から、商業の概要等をご説明させていただきました。

事業概要の説明 佐山 商業振興係主事（資料 11、12）

続きまして、事業の概要について、説明させていただきたいと思います。

（「地域商店魅力アップ応援事業、補助金申請の手引」（資料 12）に従って説明）

申請受付期間

2016 年 4 月 1 日から受付を開始しています。昨年度は年度当初に事業の制定等があったので 6 月 10 日から開始しましたが、今年度は年度当初から予算が尽きる限りまで年度いっぱい募集をする予定です。

問い合わせ先—各区もしくは市庁舎のどちらでも—

各区に商業振興担当の窓口がありますので、各区の窓口もしくは商業振興課のどちらでも対応するかたちをとっています。

事業の目的—店舗の魅力アップのために活性化が必要—

少子化、高齢化が進行するとともに、ネットショッピングなど消費者の意識や行動が変わっていく中で、地域の商店を取り巻く環境も変わっていることが懸念されています。それらの地域商業を活性化するために、地域のそれぞれの店舗を魅力アップして、小規模な店舗を活性化することが必要だと考えています。

この事業では、集客向上や売り上げ増加のために、地域の商店が実施する魅力づくりを支援することで、魅力的な店舗を増加させて、地域商業全体を活性化させることを目的としています。

補助金の流れ

まず店舗が補助金の交付申請をすると、それに対して新潟市の方で書類審査、補助金交付決定をして、申請者に通知します。書類審査と、暴力団排除の関係で県警に照会する期間があるので、だいたい申請日から 2 週間から 1 か月程度、決定までいただいています。

交付決定通知が届き次第、店舗の申請者が改装なり備品購入の発注を実施します。ただし、この交付決定前に着手しているものは対象としないとしています。

実際に工事等が完了した場合に、実績報告書を工事完了から 30 日以内に提出していただきます。

実績報告の後、市の方ではまた書類審査と、補助金額の決定通知およびその支払いの手続きに入ります。実績報告から支払いまで 1 か月程度、時間をいただいています。

その後、申請者の方で補助金の受け取りをした後、営業状況の報告をしていただきます。統計の意味が大きいんですが、実際の集客はどうなりましたかとか、売り上げはどうなりましたかというような変化を交付から 3 年間、年度末に報告することを補助金交付の条件としています。

要件

（1）補助対象者—既存の小規模事業者—

補助対象者の要件としては、次の①から⑦の全てに該当する事業者となっています。

①市内で小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営んでいる者。

この詳細については、あとで細かく説明しますが、日本産業分類という国の分類に基づいて、対象業者を定めています。

②申請日前に1年以上継続して同一店舗にて同一事業を営んでいる者。

この制度は、開業の時に使える制度ではなくて、1年以上同じような業態で運営していた店舗で、お客様のニーズを把握して、こういうふうな要望があるからこういうふうにしたんだということをいえる店舗を対象としています。他の市町村では、既存店舗の改装にも使えれば新規オープンの改装にも使えるという制度を設けているところもありますが、本制度は新規オープンには使えません。

③次のいずれか一方または両方に該当する小規模な店舗であること。

この補助制度は、小規模事業者さんへの支援を念頭に置いているため、こちらで小規模な店舗の定義付けをしています。まず、条件の1点目は、店舗にて常時する従業員数が5名以下の店舗。2点目は売り場面積が250平米以下の店舗。この2点のいずれか片方でも該当すれば、小規模の店舗という扱いにしています。なので、店舗がものすごく大きくても従業員が1名、もしくは逆に従業員数が10名20名いる店舗でもこじんまりした店舗であれば、補助対象となります。

ちなみに、細かい統計はできていませんが、ざっくりとした感じでは市内の8割から9割位の店舗が該当すると想定しています。

④初めて当補助金を活用する店舗であること。

まだ確定ではありませんが2015年度から3か年実施する予定で、2015年度にすでに申請した店舗については2016、7年の2年間は申請できません。

⑤国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない者。

ちょっとわかりづらい表現だと思いますが、要するに同じ者に対して補助金を入れなければいいということで、例えば同じ店舗で、国の補助金が店舗の外壁改良に使えますとなった場合に、市のこの補助金では外壁には使えないけど、同じ店舗の内装工事や備品購入には使えますというふうに整理しています。たとえば同じ内装でも、国の補助だと床張はできるんだけどクロス張はできませんとなった場合に、床張は国、クロス張り替えは市というように併用できるかたちになっています。使う物が同じでなければオーケーという制度です。

⑥⑦他の補助金でも基本的にあるようなものですが、市税を完納している者と、関係法令に違反していない店舗。

対象外の店舗—チェーン店や大店舗のテナントは対象外—

これらの要件に該当している者でも対象外ですよというものとして、暴力団関係者、風営法関係、宗教・政治活動、フランチャイズチェーン、チェーンストア、大規模小売店舗、要は大きな店舗のテナントで入っているところとしています。

暴力団排除は言わずもがなですが、風営法の関係は2016年度から見直しが入りました。2015年度は風営法店舗第2条と第5条の関係は全てだめとしましたが、2016年度は第2条の方は第1項第7号または8号のみが対象外となっています。これは何

かといいますと、麻雀やパチンコなどの店舗です。

新潟の古町地区には花街の文化が残っていますが、そういった方々が接客で来られる店舗というのが1号から6号に入ります。普段からお店に接客する女性がいるわけではないけれども、芸妓さん芸子さんが来られる場合もあるので風営法の届け出をしていますという店舗があるんですね。そういう店舗はけっこう昔からの老舗が多かったりするので、本来文化を守っていくべき店舗を対象外にしているのかという話があって、それはうまくないよということで、われわれも警察の方にこういった店舗が問題になることがありますかと照会したら、問題ないから届け出できているんだよというような回答をいただいたので、今年度は対象としました。

フランチャイズチェーン、チェーンストア、大規模小売店舗のテナントの3点については、その店舗に加入できるとか、チェーンストアで何店舗も経営できるところは、それなりの財力、資産を持っているということで、小規模には当たらないとして、対象外としています。

常時使用する従業員数—5名以下が対象—

常時使用する従業員数が5名以下というのは、常時使用する従業員は正規職員のほか、臨時職員やパート、アルバイトも含むことにしています。あとは、配達業務に従事する者や店頭以外での業務に従事する者であっても、店舗従業員として雇用している者については、その人数に入ります。ただし、個人事業のお店や個人事業主の家族従業員はその人数に含みません。あと、会社であれば会社役員や、日々雇用職員、期間雇用職員、試用期間の職員も人数には含みません。

売り場面積—お客さんが入る面積が250平米以下—

売り場面積は、主に顧客に対して直接サービスを提供する場所の面積を指しています。事務室や従業員休憩所や倉庫は含みません。たとえば、本当にお客さんの入る小売りの面積は200平米位だけれども、倉庫はものすごい大きいところは対象になりません。

売り場の例としては、小売業においては、商品売り場、商品展示場所は当然対象となりますが、製造小売業の場合、たとえばパン屋さんの場合だと、その製造場所やレジスペースも対象としています。飲食業では飲食スペースや厨房などが含まれます。理美容業や療術業については施術場所や待ち合いスペースなど、学習塾については教室、相談スペースやラウンジ等の共用スペースなどが対象となっています。業種がすごく多いのであまり細かく書いていませんが、大まかなイメージとしてはこういうところですね。

対象業種—生活関連サービス業の業種を拡大—

小売業、飲食サービス業についてはイメージどおりかと思います。

生活関連サービス業については、今年度から業種を拡大しました。昨年度は洗濯、理美容、浴場業などの生活関連サービス業、療術業位が対象でしたが、その地域でお金を落としてもらうために必要な業態がいろいろ必要だという話も受けて、業種を拡

大しました。具体的には後ほど説明します。

補助対象経費—魅力向上のために必要な改装や備品—

補助対象経費として必ず守っていただいているのが、魅力向上のために必要な改装費なり備品購入ということです。これを変えるとこういうふうに魅力向上するんだよということを説明できないものについては、当然ながら魅力アップの対象としては認めていません。

具体的には、次の①から④全てに該当するものに限りです。

- ①店舗の新築、移転に伴う工事、備品購入ではないこと。1年以上継続して事業をやっているということとほぼ同様内容です。
- ②補助対象経費が15万円以上であること。
- ③補助対象経費となる取得価格が1点あたり3万円以上の備品の購入であること。

補助対象経費は何かというと、課税事業者の場合は、消費税分は補助対象外となっているので、消費税等仕入控除税額を除いた額となっています。免税事業者や簡易課税事業者の場合は、消費税分も補助対象経費としています。

- ④改装工事の発注先、購入先が市内業者であること。これは市内に本社、本店、支店もしくは営業所を有する法人、または市内に住所のある個人事業主ということで、見積書や領収書で市内の住所が出てくるものであれば差し支えありません。

店舗の魅力向上を図るために必要な改装工事や備品購入が対象となっているので、建物の維持管理や老朽化のみを理由とする工事は対象外です。対象となる工事は売り場面積、先ほどの売り場部分にかかる工事として、対象となる備品は営業に使用するものに限りです。たとえば、パソコンは大丈夫ですかと聞かれたことがあります。パソコンを業務用を使用すると説明がつけば対象にするということにしました。パソコンソフトを入りたいのだがという話では、ソフトを入れるパソコンは自宅で使っているものをたまに店舗用に使うという話だったので、それは主に店舗用とは言えないということで、ご遠慮いただいたこともありました。

金融機関への振り込み手数料は補助対象となりません。これは当然だと思いましたが、工事業者が振込手数料はうちで持つからと言った時、金融機関の振込用紙を領収書代わりに提出した場合に、金額に振込手数料と支払額が入っているというようなイメージになるので、その分は認められないということになっています。

対象となる工事

- ①床材・内外壁・天井の張り替え、塗装
- ②顧客用出入り口扉の自動化・バリアフリー化
- ③襖・障子などの建具や畳の張り替え
- ④窓ガラス・サッシの交換
- ⑤厨房の改修
- ⑥顧客飲食スペース用の空調設備取り換え
- ⑦理美容業の顧客用のセットチェアの取り換え

- ⑧顧客用トイレ等水回りの改修
- ⑨接客カウンターの取り換え
- ⑩店舗外壁や入口に付属された看板設置
- ⑪門扉・塀垣に関する工事。これに関する看板も含めます。
- ⑫電信・電話・通信に関する工事、店舗に固定する設備に関する工事
- ⑬業務用冷蔵庫・冷凍庫や業務用エアコン、床に固定する商品陳列棚

対象とならない工事—維持管理は対象外—

- ①土地購入や工事中の仮店舗に係るもの
- ②建築手続き等に要する工事。要は申請関係の費用です。
- ③屋根・梁・柱に関する工事。これらは魅力アップというよりは維持管理なので、対象外としています。
- ④住居や事務所等、もっぱら店舗以外で使用する部分に関する工事
- ⑤事務室・従業員休憩室・車庫・物置き・倉庫に関する工事

④⑤については、店舗の用に供するための改装工事は補助対象となるということで、たとえば今は倉庫に使っているが、お客さんが増えてきたので、倉庫にも陳列棚を置いて売り場にしますという場合は、補助対象にしています。

- ⑥建物増減築、床面積の増減に係る工事。これらは建築関係との関わりが出てくるので、この事業では対象としていません。
- ⑦下水・浄化槽に関する工事
- ⑧地下埋設の給排水のみの修繕・取り換え

⑦⑧については、維持管理なので対象外としています。給排水管のみの修繕・取り換えは対象外としていますが、たとえば店舗の内装を全部丸ごと新しく一から作り直すので水道の位置が変わり、給排水管を伸ばさなきゃいけないという場合は対象としています。

- ⑨植樹・剪定などの植栽の工事
- ⑩側溝・駐車場等の路面舗装に関する工事
- ⑪清掃・消臭・抗菌処理
- ⑫害虫・防虫の薬剤・塗装
- ⑬売り場面積ではない部分に関する外装工事

店舗兼住宅の場合に外壁の工事を一周ぐるりやりたいとなった時に、どこまで対象とするかが議論になって、たとえば1階の前面だけが売り場になっていて、残りが全部住居のようなところでは、中が売り場の外壁の部分だけに補助金を出すというようにしました。

対象となる備品、ならない備品—店舗の用に使える確証が取れないものはだめ—

対象となる備品としては、顧客用の椅子テーブルセット、レジ、キャビネット。

対象とならない備品としては、事務用品、消火器などの消防用品・防災用品、食器セット。食器はセットだと3万円以上になるかもしれませんが、1個1個は3万円以

上ではないので、対象外としています。

自動車、バイク、自転車、電話、ファックス、コピー機、複合機等々。これらについては、店舗の用に使える確証がとれないところがあるので、対象外としました。

手引には載っていない物があまりにも多いので、不明な点については個別に問い合わせをお願いしますということにしています。

補助率

補助対象経費の3分の1以内、補助限度額が1店舗あたり100万円です。

補助金交付申請

申請受付期間は、2016年4月1日から受付しており、先着順に受け付けて、申請総額が予算額に達し次第、募集を終了となっています。

提出書類としては、次の①から⑧全てを提出することになっています。

①補助金の受付申請書（補助金受付申請書の記載例参照、資料13）

別紙様式第1号のその1からその4までの4枚組が1セットです。

②店舗所在地、周辺状況がわかる地図

③ビフォー・アフターがわかるカラー写真

改装工事や固定的な備品の設置等の場合には、改装工事の場所や、前の状況がわかる写真をお願いしています。申請日前2週間以内の撮影に限ります。

④改装工事を実施する場合は、見積書、店舗平面図、改修する部分の規模と範囲がわかるもの。

改装工事の規模および範囲が確認できる資料として、たとえばクロス張り替え何平米とあっても、平面図だけではその平米数が必要かどうか判断できないので、立面図も別途用意するようお願いしています。

備品購入をする場合は、見積書、店舗平面図、カタログ等仕様がわかるものの3点。

見積書は、改装工事の発注先や備品の購入先は市内業者に限るという要件があるので、市内に本社、本店、営業所等がある業者から取ったもので、市内の住所が確認できるものとしています。また、同一仕様で2社以上から聴取した上で、申請には最も安価な見積書の一部を添付することとしています。

平面図については、店舗平面図にマーカーをする、斜線を引くなどして、設置場所がどうだとか、改装工事がどこだということがわかるようお願いしています。

⑤納税証明書。未納がありませんという証明になります。

納税証明については、申請月の1か月前以降に証明されたもの、たとえば1月に申請する場合に12月1日以降に出された納税証明に限るということです。1月であれば、1月1日であろうが31日であろうが12月1日以降の証明であれば大丈夫ということです。

⑥暴力団排除に関する誓約書兼同意書。

⑦⑧個人事業主の場合は、青色決算申告書または白色の収入内訳書で、営業期間、所在地を確認する書類、小規模営業を確認する書類として従業員5名以下もしくは売

り場面積 250 平米以下を確認できる書類を提出してもらっています。法人の場合も同様に、確定申告書の写しと、小規模の証明の書類が 1 セットとなっています。

申請書類提出先

店舗所在地の区役所または商業振興課まで持参により提出となっています。予算の先着順という都合があるので、郵送やメール等での提出は遠慮いただいています。

改装工事、備品購入の実施—増額の変更は認めず—

補助金の交付決定の前に実施・購入したものは対象外です。

また、増額の変更を認めていません。交付申請の時の内容の範囲内でやってくださいということにしています。たとえば、エアコン入れ替え 30 万円と内装工事 70 万円の 100 万円の申請があった場合、もし実際にやった時にエアコン値引いて 20 万円になりましたとなった時に 10 万円浮きますが、その 10 万円を改装工事に回すのもだめとしています。それぞれの項目で申請した時の内容の範囲でやってくださいということです。

工事や備品納品が終わった場合、年度末の 3 月末日までに支払を実施してくださいとなっています。3 月末日までに支払った工事、備品購入費の領収書があるものが対象となりますので、それ以降のものは補助金の対象となりません。

実績報告書の提出

工事代金等の支払いが完了したら、完了から 30 日後または年度末のいずれか早い日までに、実績報告書の提出を区の窓口もしくは商業振興課までお願いしています。

その場合、支払い行為の内容・時期が確認できないものは補助金の対象となりません。たとえば、見積ベースで単価・数量が確認できないだとか、見積書が工事費用一式となっていたらごめんなさいということで、支払いの時期や日付等がわからないものについては対象外としています。

提出書類としては、実績報告書、改装工事を実施した場合については工事後のカラー写真、備品を購入した場合には設置後のカラー写真、工事費、備品購入費を支払った際の領収書、納品書、こちらは宛名、工事の明細内容、購入備品の内容がわかるものをお願いしています。

補助金の支払い

実績報告書を提出いただいたのちに、補助金の確定通知とともに支払いをします。

留意事項—3年間、営業状況の報告—

交付申請書の交付条件に違反した場合、補助金の返還があり得ます。また、補助金の交付を受けた年度から 3 年間、毎年 3 月頃に年度ごとの営業状況を報告していただきます。

営業状況の報告については、交付申請書の 1 枚目の裏側（資料 13）、別記様式第 1 号（その 2）に、補助金の申請の段階では、②で囲んであるところを記載し、営業状況の報告は空欄で提出していただいています。申請時点で実績の欄には確定している

別記様式第1号(その2)(第7条関係)

(申請者) 店舗名称 ○○新潟駅前店
 事業者名称 株式会社○○○○
 代表者名 代表取締役 ○○ ○○
 ① 事業者住所 新潟市○○区○○ ××ビル2階
 電話番号 000-000-0000
 F A X 000-000-0000
 E-mail aaaaa.aaaaa@aa.aa.jp

◇達成したい目標

	実績		目標	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
② 年間売上高(円)	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円
所得金額※1(円)	X,XXX,XXX 円	X,XXX,XXX 円	X,XXX,XXX 円	X,XXX,XXX 円
年間来客数(人)	X,XXX 人	X,XXX 人	X,XXX 人	X,XXX 人
従業員数※2(人)	X 人	X 人	X 人	X 人

※1 個人事業主の場合は、青色申告特別控除前の所得金額又は専従者控除前の所得金額を記載し、法人の場合は、経常利益を記載してください。

※2 店舗において雇用している全ての従業員数を記載してください。

◇営業状況の報告

【この二重枠線内は、補助金交付申請時には記入しないでください。】

毎年3月頃、市役所よりこの書類の写しを送付しますので、その際に、上記の目標に対応する年度の実績をご記入ください。

	平成 年	平成 年	平成 年
記入日	月 日	月 日	月 日
年間売上高(円)	円	円	円
所得金額※1(円)	円	円	円
年間来客数(人)	人	人	人
従業員数※2(人)	人	人	人

数字が入ってしまして、目標が実際にはどうなったというのを営業状況の報告に書いて、毎年報告していただいています。

この作業を今ちょうど行っているところで、まだ統計は取れていませんが、今後の予算要求などの資料に使わせていただくということになっています。

なお、工事の際には騒音等、気を付けてくださいと、注意しています。

問い合わせ、書類提出

店舗が所在する区の区役所または本庁の商業振興課です。

補足説明 小林 商業振興係長

ソフトは考えてくださいよー魅力アップの内容を申請書に記入

地域商店魅力アップ応援事業は、小規模の商店の支援を目的にしたハードの支援です。ただ、商店を改築して備品を買ってハードだけきれいにしても、それを使いこなせなければ生きてきません。そういう意味もあって、商店についてはハードはこれで整備してもらいますが、今後お店をどうしていくかというソフトの面を考えていただきたいというのも背景にはあります。

そのために、珍しいかもしれませんが、申請書の表紙の一番下に、「売上高や来客数を増加させるために取り組む魅力アップの内容」をあえて書いてもらうようにしています。申請する事業者の方には、改装してどうしたいんだ、何のために改装したいんだということを簡単ですけど書いてくださいということで、手間だとかいろいろ文句は言われますが、考えることを促しています。

基本的には、みなさんから使っていただきたいということで、可能な限り書類を簡素化したつもりです。まだまだ難しいとか手間だとか言われますけど、今のところはこれができる一番の簡素化かなと思っています。

そういう中で、多くの事業者の方に広く活用して、魅力向上、売り上げ向上を図り、店舗の魅力向上をしていただいて、それによって売り上げとか集客が高まればいいかなと考えています。

制度創設の経緯 小林 商業振興係長

中小企業振興基本条例と事業者・商店街・議会からの声

制度創設については2つの動きがありましたので、簡単に説明させていただきます。

ひとつは、新潟市中小企業振興基本条例という条例です。もうひとつは事業者・商店街および議会等からの声があったということです。

まず、中小企業振興基本条例ですが、これは中小企業者の振興と商業の振興が中に入っており、2014年7月に施行されています。この条例に基づいて、活性化プランという具体的なプランも昨年度できました。そういう動きがあって、まず小規模な事業者さんを支援しようよということがあって、魅力アップの骨格ができています。

もうひとつは、事業者・商店街の声です。市でやったわけではありませんが、新潟

県が3年置きに商店街の店主に対して実態調査をやっています（新潟県商店街実態調査、資料14）。その直近が2014年にありまして、その中で、「商店街が活性化するために、今後取り組みを重視するべきと考えていることはなんですか（18のうち3つ以内を選択）」という問いに対して、一番多かったのが「個店の改善・活性化」という回答で48.6%でした。商店街の中にあるお店が改善して活性化していくのが大事だよという結果で、お店の活性化、集客が高まっていくのが一番大事なんだということでした。その上で「商店街を活性化するために必要と考えている個店の改善・活性化策について（複数回答）」の問いに対して、1位は「品揃えの強化」で、次いで「販売促進の強化」、「新分野や新商品への取り組み」、「インターネットを使った情報発信」などのソフト的なものが並んでいます。2割強の方が「店舗改装」と答えていました。ソフト面はやる気が必要なので、なかなか補助でどうにかなるものではないですが、店舗改装も必要だよ、改装のハードも必要だよという声もあって、ハードの整備に入ったところです。

制度の検討を進めるために、2014年の夏に、まちなか商店リニューアルを先駆的にやっていた高崎市に視察に行きました。高崎市にはいろんなところが視察に来ていると聞いていますが、視察に行くと、制度の内容を勉強させてもらいました。

新潟市議会でも、2013年度末から2014年度にかけて、一般質問や委員会質問で制度の創設についてたびたび要望されてきました。

そのような状況があって、2015年度に、よしやろうやということで、制度を始めたところです。

2015年度計上予算額と執行状況 佐山 商業振興係主事（資料15）

135件、6,300万円の実績

予算額としては、2015年度1億円です。

事業実施前の想定件数としては263件で、高崎市の事例をもとに算出しました。

その結果がどうだったかというと、今時点では実績評価はまだ固まっていないので実績評価見込みとなりますが、交付決定額としては7,000万円程度で、それに対して実績見込み額は6,300万円となっています。交付決定から、増額の変更は認めていませんが、減額の変更もあつたり、事業者の事情によって年度内に実施が困難になったので翌年また申請させてもらいますという取り下げがあつたりして、ちょっと金額が落ちています。

内容の詳細では、対象事業者数はそれぞれ小売りが6,700件、飲食4,200件、生活関連サービスが3,300件、これらは2014年度の経済センサスから拾った数字ですが、全体で1万4,000件少々です。それに対して、交付決定に至ったのが135件です。そのうち商店街内にある店舗は55件で約4割、残りの6割は商店街でないエリアとなっています。商店街にはないけど地域を支えるお店に貢献できたという見方もできるのかなと考えています。

交付の内訳としては、改装工事のみが96件、備品購入が25件、改装と備品購入両方が14件で、改装工事のみやっているのが突出して多くなっています。交付額についても件数等と同じようになっています。1件あたりの交付額は、平均すると46万9,000円で、50万円弱となっています。

一番多いのが内装工事、アイスクリーマーやクッキーのプリンター購入もー

工事・備品の主な内容ですが、たとえば1店舗でトイレも内装もやっている場合はそれぞれ1として計算しているのです、延べ数です。一番多いのが内装工事、次に空調、外壁という順です。内装工事については、クロス張や床張して、店舗の清潔感をアップしますというところが多かったです。

そのほか、ちょっといいなと思ったのは、昔からの固定のお客さんがいらっしゃる飲食店で、足が悪くなったお客さんが多くなったから、掘りごたつにして、高齢のお客さんも継続して来ていただけるようにという例がありました。

照明も多かったんですけども、たとえば宝石屋さんで今いいLEDで見栄えがよくなる、実際はどうかわかりませんがLED化すると省エネになるから商品単価も多少反映できるというのはいい説明だなと思いました。

テーブルセットの購入は、そんなに多くないですが、6件あります。これも同様に足の悪いお客さん、高齢者が今後どうしても店に来るメインになるので、床席から椅子席に変えましたというのがよかったかと思います。

調理器具では、たとえば今はやりのお店で自家製のアイスクリームを作るアイスクリーマーを置きますとか、お菓子屋さんでクッキーにプリントするサービスがあって、子どもの誕生日に子どもの写真をプリントしたクッキーをあげるというようなことがあるので、そのためのプリンターを導入しますというのがあって、われわれが思っていなかったようないろんな発想があるんだなと思ったところです。

結論としては、予算額1億円に対して実績の見込みが6,300万円少々で、3分の2届かない位となっています。

評価等

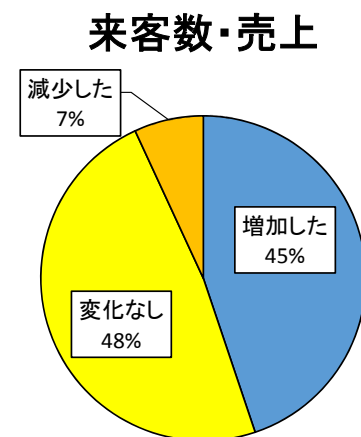
(1) 利用者の意見 佐山 商業振興係主事

2015年10月末時点で実績報告があった店舗29件について、聞き取りによりアンケート調査を行いました。われわれの予算取りの時に使った資料です。

(資料16)

約半数が来客数・売り上げアップ

来客数どうになりましたか、売り上げはどうになりましたかというのが1つ目です。これについては「変化なし」が半分位ありましたが、「すでに増加した」というのが半分近くありました。補助事業を完了し

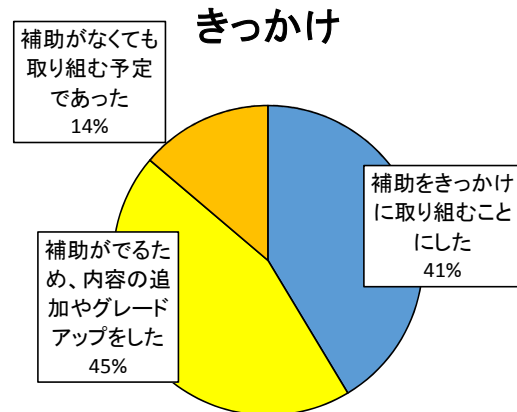


た10月末時点の実績報告が出ている全ての店舗に聞いているので、たとえば10月20日に終わったという店舗もあって、改装したばかりでまだお客さんに知れ渡ってないというような回答も多かったのも、そこらへんが変化なしの回答なのかと思います。実際、その店舗も、地域のお客さんに対しては感触いいよという回答もいただいているので、よかったですと思います。

減少した店舗についても、店舗の前でちょうど工事始まっちゃったなど、その店舗に原因が及ばないところがあって、そこはしょうがないところかなと考えています。

制度が改善の後押しに

この事業がきっかけになって工事を始めたか、それともやるところにただ補助金があるから食いついたのかというような質問をさせていただきました。そしたら、「補助金をきっかけに取り組むことにした」が4割強、「補助がでるため、内容の追加やグレードアップをした」が4割強でした。もともとやろうと思っていたんだけど補助金が出るために質のいいものことができましたとか、追加でこういうこともやれるようになりましてということで、この事業がだいぶ後押しするきっかけになったのかなと考えています。



自由意見としては、やらなきゃいけない工事だが費用面からできなかつたんだけど改装できてよかったとか、グレードアップできたという意見、提出書類の多さ、細かさで断念する人も多いと思うから改善してほしいというちょっと厳しい意見もいただきました。

市としては、費用として正しいのかを判断するために相見積を求めましたが、地域のお店だと昔から付き合いの業者さんあるから相見積なんてできないよという意見もありました。

実際に、売り上げやきっかけとしては、いい評価をいただいているのかなと考えています。

(2) 改善要望 佐山 商業振興係主事

対象業種の拡大、先ほども申しました風営法の届け出店舗、花街文化に貢献している店舗はだめなのか、2社分の相見積についての改善要望などが出されています。製造小売りの製造部分は、2015年度の最初はお客さんが入るスペースだけを補助対象にしていたので対象外でしたが、2016年度からは対象としました。

事業中止した場合に補助金の返還がありますが、そこをちょっと緩和してほしいという意見もいただきました。

納税証明は最新のものを出示してくださいと書いていたら、最新とはいつですかとか

という質問がありました。

概算払いについては、全部工事完了して最後に補助金を支払うとしていますが、補助金の3分の1を手前で用意するのがちょっと難しいということで、概算払いできませんかという相談を受けたこともありました。

申請書類や手続きの簡素化、1年以上の営業継続、こちらもこれから開店するとか移転するのに使えないかななどの意見がありました。

補助率は2分の1になりませんかという意見もいただいています。

(3) 議会の対応 小林 商業振興係長

制度創設前には、一般質問、議会の委員会でのご意見等もいただきました。

その後、2015年度に事業を始めてからも、議会での一般質問等で制度の改善や利用を広げる取り組みなどを求められまして、そういうことも踏まえて、なかなか対応が難しいのもあって対応できていないのもありますが、可能な限りは対応させていただきました。

そういう点を評価いただいたのかなと思いますが、2016年の2月議会で、2016年度の魅力アップ応援事業の取り組みの方向を説明したところ、改善を進めているので概ねいいという評価をいただいたところで、今後もっと進めていかなきゃいけないかなと思っています。

2016年度予算での事業計画 佐山 商業振興係主事

予算としては、単価として約50万円、150件の申請で、7,500万円となっております。2015年度の実績の件数よりも多いのでどうなのかなあというところではありますが、この数字を目標に、今年は通年募集であるので、広報等強化してやっていきたいなと考えています。

—要望に応じて対象店舗の拡大、申請書類の簡素化—

2016年度の事業としてどう改善したかというところですが、制度の対象店舗となる業種の拡大ということで、2015年度は対象外だった学習塾やフィットネスクラブなどの要望が多かった業種を対象に加えました。増えた業種はどうなったかというのが、手引き(資料12)の4頁目、生活関連サービス業の一覧のとおりです。

風営法届け出店舗を制度の対象店舗に追加というのは、先ほど説明いたしました、第2条の1項の1から6の店舗を対象としますということです。

申請書類の簡素化ということで、2015年度の応募当初の時は、相見積を両方付けてくれたとか、いろいろ書類の多さがあったんですが、必要ないかなとか、ここはチェックできるかなという書類ははずして、それほど多くははずせませんでした、提出書類をできるだけ減らしました。

申請受付の通年化ということで、2015年度は前期後期に分けて、6月10日から8月10日までを前期、10月1日から2月末日までを後期として募集したんですが、2016年度は4月1日からずっと通年、予算尽きるまで募集しますということに変えており

ます。

周知の強化としては、具体的には、昨年度も商工会議所や各商店街、業者団体、たとえば理美容業組合や寿司組合などにチラシ（資料18）などを配りました。今年度も、同様に配ったり、公民館、図書館のラックに設置してもらったりして、広げていきたいと考えています。今年度も追加で新たに置けるのであれば、お願いしていきたいと考えています。

制度活用例の説明 佐山 商業振興係主事

2015年度に申請して、実績報告も終わった店舗で、わかりやすいものを2店舗、紹介します。（資料17）

焼き鳥屋の例—入りやすい外観、洋式トイレに改善—

まず外観ですが、看板を変えました。赤い炭火焼と書いてある面の裏側から照明を照らしていたのを、スポットライトに変えて、見やすくしました。

実施前は店舗の外からのぞいても客席が全く見えなくて、お店の中の状況がわからないから入りづらいという意見があったので、室外機と玄関の配置を逆にして、外の道路からでも中の様子が見やすいように変えました。

実施前は室外機がむき出しになっていて、通行人から室外機の風が直接当たってにおいがするとクレームが多かったので、囲いをして風が直接当たらないように緩和しました。

内装ですが、小上がりの席を掘りごたつにして、よりくつろげる空間をつくり、また足の悪いお客さんの来店にもつなげるようにしました。

トイレも改装しました。今までは男女兼用の和式トイレひとつだったのを、男性客女性客のそれぞれの洋式トイレに改装して、手洗い場も設置しました。今、焼き鳥屋さんでも女性客が増えているようで、そういった方々も取り込めるように、これだけがんばりますということでした。

また、床の全面張り替えで、清潔感をアップしました。ボトル棚を新規に設置して、ボトルキープできるように、そして見栄えもよくしました。

これは100万円の補助となっています。

飲食料品小売店の例—地域にかかせない商店が継続して営業するきっかけに—

ショーケース3つを変え、ショーケースのライトもLEDで見栄えがいいものに変え、省エネ製品にすることで維持費を安くして商品価格に反映させるということでした。

鮮魚用ショーケースについては、昔のものより商品の鮮度をキープできるようになり、新鮮な製品の商品を提供、品揃えも増やせましたと説明を受けました。

ショーケース1については、今までは飲料品がなかったのですが、子連れのお客さんから飲料品を置いてほしいという要望があったようで、飲料品を置けるショーケースに変えました。

ショーケース2は、商品の量、品揃えが増やせ、要望が強い商品を置けるように変えたという説明でした。

備品として、計量ラベルプリンターを設置しました。この店舗ではお惣菜の販売もしていて、計量ラベルプリンターを設置することで量り売りができるようになったということです。今まではお店の方でパックした量でしか売れなかったのですが、このプリンターの設置でお客様のほしい量にあわせて商品を販売できるようになり、商品の幅も広がりますという説明でした。今まではパックしたものを並べるだけだったので数が置けなかったようですが、量り売りだとお惣菜を入れた大皿をどんどん置いて、パックを後ろから持ってくればいいので、置ける惣菜の種類も増えるという話でした。

床の張り替えを全面やりました。実施前は表面がはがれていたりしましたが、張り変えて清潔感を出せるようにして、全体のイメージチェンジを図るということでした。

この店舗については、私が電話で話を聞いたところ、店主が高齢の方で、お店も古くなってきたりしたので、やめようかと検討していたということでした。この店舗は商店街の中ではなく、近隣に商店がなく、そこが閉じてしまうと近隣住民が困ってしまうという場所で、そういうところが継続に向けてがんばってくれたというのは、売り上げや集客がどうこうよりも、効果としてはよかったのかなと考えています。

(質疑応答)

大貫：どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

小規模企業振興基本法との関係は

大貫：1昨年に小規模企業振興基本法が通ったことも関係して、その法律をもちろん活かしてやったということだと思いますが、あの法は確か、実情にあわせて各地域でできることやれよという話だったですよ。その一環として、まずこれがスタートしたということでもあるんですか。

小林：はい。国の方の小規模事業者を支援しようという法律があって、さらに新潟市は中小企業振興基本条例もできてというところは当然踏まえています。

補助金の対象と対象外の線引きが難しいのでは

古谷：非常に、具体的でわかりやすかったなと思います。ありがとうございます。

補助金の対象になる工事、対象にならない工事ということで、さっき線引きという考え方が示されて、わかりやすかったんですけど。

対象にならない工事というところで、たとえば建物の増築というものは、一定、先ほどの集客力アップや個店の魅力アップでいうと、可能性はないことはないのかなということがあったり、あるいは駐車場をちょっとつくりたいんだけどということも個店だったらありうる話かなと思うんですが、そこらへんはどういう線引きなのでしょう。

佐山：建物面積が増えたら、その分売り場広げられてというような話も検討させても

らいましたが、建築部門などとの兼ね合い、建築基準法上のことなどが関係してくると、われわれの補助金がうまくない方に働く懸念もあって、補助金返還などを考慮して、補助対象から外しました。

小林：補足として、増減築、あと柱、梁、屋根もかかわりますが、お店の所有者と運営者が一緒ならいいんですが、テナントでオーナーさんが別にいる場合、通常、増築や梁や屋根など躯体に関わるものはオーナーさ



新潟市職員から説明を受ける党横浜市議団

さんがやるべきで、オーナーさんへの支援になってしまうという点と、増築などはオーナーさんの許可がないと中のテナントさんはできないので、店舗を自分で持って運営する方と、借りて運営する方でちょっと差が出てしまうということで、対象外としました。

古谷：微妙な線引きですよ。

備品の問題も、個人の資産形成の問題との兼ね合いで、なかなか線引きが難しいところかなと思うんですけど。3年間状況報告書を出すということで一定歯止めになっているというお話でした。

前橋市では備品購入については出さないということで、それは個店が備品を固定していないものを買って、それを売り払ってしまう可能性もあるということで線引きをされたようですが、備品の考え方はいかがですか。

佐山：備品として基本的には認めている物は、明らかに業務用に供されると判断できる物が基本になっています。対象にならない備品としては、業務用でも使うんだけど、実際に自宅用に転用できるものは判断が難しいので、店舗の用に主に供するものだけを認めますというふうに整理しています。

小林：たとえば、パソコン、テレビ、デジタルカメラなどは、買ってすぐ隣のリサイクルショップに行って領収書をもらってくるのが可能なので、そういう汎用性が高い、中古市場が潤沢にあるようなものは、申し訳ないけど対象外にしました。

ただ、先ほどの話のあったお菓子に絵を描くプリンターなどは、買ってすぐ転用はほぼ考えられないですし、事業のために使うという計画を出していて、その後3年間調査するので、大丈夫だろうということで、対象としました。本当に汎用性があるってすぐ売れそうなものは除外したというかたちです。

古谷：今言われたような、さっきのプリンターやアイスクリームを作る機械などは個店の魅力アップだと思って入れたんだけど、実はあんまり使えないということもままあるんじゃないかなと思うんですけど、そこらへんはどうですか。

佐山：事業者さんからの声は出ていないですね。

小林：始めてまだ1年経ってないということもありますが。そういう懸念があるといわれると、よく調査してよく相談してから出してくださいと促してはいますが、頭からだめとは言いませんが、なかなかそれだと許可し難い、そんな話を聞くと許可し難いですねということをお伝えした記憶はあります。

制度の周知に工事業者や金融機関にも協力をお願い

あらき：まず区役所の窓口で相談して、最終的に申請するのは区役所だけれども、決定するのは本庁の商業振興課ということですか。

佐山：そうですね。提出もこちらでも受け付けできますが、決定は全てこちらから一律に出しています。

あらき：対象事業者が1万4,349店と正確につかんでいらっしゃるの、せっかくできた制度ですから、やっぱり使ってくださいというアピールは大事だと思うんですけど、区役所の窓口との連携などはどうされているんですか。

佐山：一番、今メインにやっているのはチラシの配布で、商店街に全部の会員さんに配ってくださいとか、商工会議所の会員さんに配ってくださいとか頼んでいます。市報に載せたり、役所の情報を流すモニターにも打ち出しています。また、県や市の外郭団体などの創業を支援しているところの窓口にも案内をお願いしています。あと、金融機関や2015年度に申請が多かった工事業者さんにも、今年度もやっているのどうぞと言っています。銀行さんも営業で、残り3分の2を融資でやるというところも多いみたいです。

あらき：リフォーム助成なんかもそうなんだけど、けっこう工事やる人が書類書きますよというのが楽だったりするんですよ。だから、意外と申請する書類のめんどろくささというのを嫌がることがあるので、逆に仕事を取りたい事業者さんがそういう手続きも含めて簡素化を一緒にできるようになると、より広がるかなと思います。

市と事業者のせめぎあいの中で補助率3分の1に、2分の1への要求も

あらき：それから、補助率が3分の1というのはけっこう厳しいかなと思っていて、せっかくあれだけ予算あって、今後の課題なんでしょうけど、2分の1に上げてほしいという要望は議会の方からも出てなかったですか。

小林：制度創設の頃は、補助率2分の1とかの要求は具体的にはあまりなかったですけど、まずは創設してくれと。当初は20%を想定したんですけど、事業者さんからはそれが大変なので50%にしてほしいという要望があって、いろいろせめぎあいをしていく中で3分の1になりました。市では、他にも農業系や建築系でも、たとえば農業でもトラクターなど機械にも補助していますが、50%まで補助するのはなかなかなくて、やっぱり農業系だと3分の1とか、30%というのがあって、そこにあわせてということがあります。確かに高崎市さんの50%も存じ上げていますし、その他のいろんな市町村でも50%もあれば20%もあり、いろいろあったんですけど。

上限100万円はある意味思い切った金額

岩崎：さっきの事例ですね。最初の方が100万円という話があったんだけど、あの方はいくらですか。

佐山：あの方でも確か100万円出ていたと思います。

岩崎：それと関連で、魅力アップ応募事業というペーパーに補助の3分の1が書いてあって、100万円ですね、上限が。こっちの予算の執行状況の表をみると、平均がほしい、1件あたり50万円位。この100万円の限度めいっぱい使う件数というのは、この135の中の何件位ありましたか。

佐山：おそらく20件位です。

岩崎：すぐわかる位の改装しようと思ったら、やっぱり300万円とか400万円とかかかると思うんですね。だから、この上限100万円というのはある意味思い切った金額だろうなというふうに思いました。有効な枠の設定じゃないかなと。

財源は全部市の一般会計

岩崎：非常に適切な制度だというふうに聞いていて思ったんですけど、この財源はどういう構成になっているのですか。国費は入っているのですか。

佐山：全額、一般会計です。

岩崎：大変だね。国費ゼロ。さっき紹介のあった法律があるにもかかわらず、ゼロ。

小林：あの法律では合うのがなくて、国の方で、ちょっと似たようなもので商店さんの売り上げや街商に係る地域商業自立化補助、上限が50万円で、補助率が3分の2というのがありますが、市を経由する間接補助のようなものはないですね。高崎市さんも、だから一般財源でやっていると思います。

足立：前橋が、交付金を使っている。

小林：地方創生のですかね。

合併前の市町村から継続した産業経済振興の部署

大貫：お話の中で、キーワードだと私は思っているんだけど、横浜の場合には行政区に経済産業課がないんですよ。地域振興課があるんだけどね。その中に担当がいるからということで、置いてないんですよ。18区ありますから、山側と海側もありますし、それぞれ違うからちゃんとした産業振興課を置きなさいと言っているんだけど。

新潟の場合にはかなり歴史がそれぞれの町々にあって、合併もあったからでしょうけれど、各行政区に産業経済振興のための課というのは初めからあったんですか。それとも途中から、やっぱりこれは必要だということで設置されたんでしょうか。

小林：2005年に新潟市は14市町村が合併しましたが、その中には、大きな新潟市が50万人都市でしたけれども、新津市、白根市、豊栄市というそれぞれ7万人や5万人の万人単位の市がありましたし、巻町や亀田町などの町もありました。当然、町や市には産業課や農政課や商工課などがありましたので、そういうものが母体になって、2007年に区政を敷いた時に、やっぱり地域にそういう産業振興をする部署が必要だろうということでおこしたんだと思っています。

地域特性を活かすには区役所でなければ対応しきれない

大貫：しかも、けっこう継続的にその町を見ていないとわからないから、非常に重要だと言っているんだけどね。

小林：たとえば新津のように鉄道を活かした市や、巻町には鯛のかたちをした子どもが引っ張るような鯛車というおもちゃ、白根だと大凧などというように、地域地域でいろんな地域資源があるので、そういうのを活かそうとすると本庁ではとても対応しきれないので、やっぱり地元の区役所にあると進めやすいですね。地域と区役所が一緒になって考えられるので。本庁だけだとあそこだけ行ってあそこは行かないとかということになりかねませんので。

商業振興関係の職員は区役所で10~20人、本庁に10人程度

かわじ：先ほど各行政区に産業課があるということですが、全体の体制、この分野に関わる人の配置は、どんな状況ですか。

小林：正確な数字じゃないですけど、各区役所には10~20人位の職員がいると思います。本庁の経済部商業振興課は10人程度です。経済部には、工業系を扱う企業立地に10人位いて、そのほか雇用を扱う部署や全体的な新産業をみる部署の4つがあります。

各区役所では、中央区と東区は旧新潟から分かれたところで、先ほどの母体になる市や町がなかったんです。つまり、産業課がなかったので、産業の課はなくて、地域課の中に産業振興室というのを持っていて、職員が3人とか4人です。ただ、そこは工業や商業がほとんどで、農業系がない、つまり農業人員がほとんどいません。他の区では農業の転作関係や土地改良事業などがあるので、そういう課題はあるのかなと思っています。

区の特性によって部署名が異なる

白井：そここのところをもう少し聞こうと思っていたんですけども、各区役所で商業担当の名称が違うのは、位置付けが区役所によって少しずつ違うからなんですね。室としてるところと課としてるところでは、人の配置も違うということですね。

小林：課の名前が若干違うところもあります。南区は商工観光推進室になっていますが、その前にちゃんと産業振興課があって、ここ南区は観光として大凧合戦がありまして、そういうのを進めたいということもあって、室を起こしています。西区は農政商工課というちょっと違う名前前で、西区は人口が市内で一番多く、都市住民と農業との交流を進めたいという係もあったかと思います。西蒲区では、商工と農政と観光があるので、観光というのが課の名前についています。

白井：区の特性によって、課の名前も、やる事業も違う。

小林：中の係や体制も違います。ただ、本庁の方で、こういう商業振興の制度を一括には作りますけど、中の運用は各区でやっています。

大貫：どうもありがとうございました。勉強させていただきました。

日本共産党新潟市議団との懇談

対応：日本共産党新潟市議団

五十嵐 寛二、野本 孝子、倉 茂政樹、平 あや子、飯塚 孝子 各市会議員、
田村事務局長

大貫：特に新潟さんの場合で感心したのは、歴史的な経過があるんでしょうけども、各区に産業振興課みたいな部署があることが非常に役に立っているんじゃないかなと思っっています。

横浜の場合には18区の行政区がありますが、産業振興課みたいなのがないんですよ。全部、地域振興課の中で一部担当がいるということだから。たとえば私のところは30万の人口で、港北区は34万で。私は郊外区の東京に近い方で、田園都市線が通っています。南区や鶴見区は海側です。全然地域が違うのに、各区の特性が出ていないんですよ。

新潟さんの商店に対する魅力アップ事業というのは、各区に経済産業振興課みたいなのがあって、それとリンクして機能しているんじゃないかなと思うんだけど。そこも含めて、評価なんかも聞きたいなど。補助率は3分の1だよ。これ、2分の1にならないのかというのをちょっと伺いたい。そこらへんの評価についてお聞きしたいなと思っっています。

高崎市を視察し、議会で取り上げ、実現

五十嵐:私どもも高崎に2014年に行ってきました。高崎で一番よかったなというのは、郊外にそこしかないっていう商店がいっぱいあるんですよ。やめようかみたいなどころもあって、今度この制度使ったら、地域のコミュニティの場になって、もっと続けようと、こういう話を高崎に行って聞いてきました。合わせて、スナックのカウンターや焼肉屋さんなどの現場も見させてもらいました。あと、民商さんとも懇談させてもらいました。

やっぱり新潟でもということで、2014年の3月議会で代表質問で取り上げて、高崎に見に行っって、そしてその後2回位議会でまた取り上げて、そして2015年度から実現したんですよ。これは議会で共産党しか主張していなくて、それで実現したんです。

その前に、住宅リフォーム助成制度、これは6年前に実現しましたが、私どもは条例案を出して、議会で否決されましたけど、ほとんど条例案と変わらない要綱で実現すると、こういうことになっています。

中小企業振興条例については、横浜市さんに視察に行かせてもらいました。今、団長さんも言われました各区毎の産業政策ですよ。これがやっぱり必要だと。横浜市と新潟、レベルが全然違うんですけど、区毎に必要です。中小企業振興条例の中に、区毎の産業政策を持つべしというのが入ったんです。

新潟は、合併して80万人になったんですよ。ですから、合併した周辺市町村が主体の区は、それまで産業の課があったわけですよ。従って、どの区役所にも産業振興課みたいなものがあるということです。ところが、旧新潟市、中央区と西区と東区の3つなんですけど、ここは地域課の中に産業振興室みたいなものがある位です。それでも全国の政令市と比較すると、結果的に区毎にそういう課がある方なんですよね。しかし、必ずしもそのことが今回の商店リニューアルの事業につながっているというわけではないんですよ。



党新潟市議団と懇談する横浜市議団

改善をたびたび申し入れして改善させた

2015年の4月からの実施で、2014年の1月頃、要綱が発表されたんですよ。その時は、商店街の組合に加盟していることが条件だったんです。こんなことを言ったら、郊外の1個しかないところは対象になりませんから、ここは強烈的な申し入れを何回か行いました。

補助率は、最初20%だったんですよ。高崎は2分の1ですからね。今の商店の現状をみると、自己負担分が大変ですから、せめて半分というような緊急申し入れを経済部長にしました（資料21）。申し入れのひとつ目は、商店街団体未加入者も加えること、最初入っていませんでしたから。ふたつ目は、計画書は簡便なものにすること。3つ目は、少なくとも2分の1補助、限度額100万円とすること。こういうのを主体にして申し入れしたんです。

その後、副市長にも申し入れを行って、副市長も「真摯に受け止め検討する」ということで、やっと現状の制度ができたんですよ（資料20、市議団速報N0104）。

去年1年目で、実績等は商業振興課で聞かれたと思うんですけど、3分の1の補助で、少ないんですよ。

去年1年やってみて、問題があったのは、風営法の対象になっているところが除外されたことです。高崎はそうじゃなかったんですよ。風営法の対象というところが多いんですよ。まじめに届け出ているところが対象にならないということで、おかしい話です。この4月からは、性風俗とギャンブルに関連する以外の業種、スナックやクラブなども対象になりました。これも、私どもがより使いやすくするよという事で、申し入れたものです。

去年いっせい地方選挙の年で、いっせい地方選挙の4月からこれが実施されたんですよ。だから、ちょっと宣伝が足りなかったんですけど、商店街なんかではこれはもう共産党ががんばっているということで、何の違和感もなくやれたんです。そんな

に商店街があるわけではありませんけど。

今年も対象業者が若干改善されましたので、これもまたしかるべき宣伝が必要かなと思っています。だから、住宅リフォーム助成制度と商店リニューアル助成制度と中小企業振興条例は、基本的にわが方の地域経済の3点セットとして一定程度実現できました。今後、公契約条例をやらなくてはと思っています。

共産党以外どこの会派も質問せず

大貫：今のお話、聞いて、商店連合会や商店街に入っていないとだめだという条件をとったことはすごくよかったというのは、結果的に出ていますね。実際に、対象件数のうち、全体が135件で商店街の中が55件ですからね。そういった意味では、党が言った主張がここでぐっと明らかになったということで、すごいね。

あらき：先に、条例提案されたとおっしゃいましたよね。その条例提案の時には、どういうふうに提案されたんですか。

五十嵐：5、6年前に住宅リフォーム条例を提案しました。

あらき：商店街の方は要望ですか。

五十嵐：予算代表質問1回で、一般質問2回位やりました。

大貫：代表質問を何回も繰り返しやると、当局も言っていましたよ。どの会派が言ったとは言わなかったんですけど、本会議で代表質問やって、その後何回も質問があって、それが結果的に結びついたと言っていました。

五十嵐：共産党以外どこの会派も一般質問でやりませんでした。

大貫：うちなんか、うちが出しちゃったらもうそれだけでだめですね。

五十嵐：ちょうど商店街からも似たような制度の要望があったのではないかと思うんですよ。個人の住宅リフォーム助成制度があった。商店は何もないのかということですよ。一方で、商店街の加入率が減っていて、商店街の要望で、加入を条件にしてくれみたいな話があったようです。

商店街全体への支援だけでなく、個店への支援も大事

かわじ：私は、今まではどちらかというところ商店街対策、バリアフリーも含めていろいろなかたちで商店街全体をどうするかというようなことが主になっていて、そういうものだなという認識だったんですけど、この間いろんなことを勉強させていただいて、やっぱり個店に支援するということが活力を生むんだということがわかりました。昨日も高崎と前橋で話を伺ったんですが、改めて個店への支援というのも大事だということですね。

五十嵐：カラー舗装やアーケードなどに対する商店街支援というのがありますよね。ところがやっぱり、なかなか大変なんですよ。横浜市では中華街などすごいですよね。あれはまた別レベルですか。

大貫：あれはもう別です。横浜でも、横浜橋商店街などのような地域の商店街があります。

あらき：中華街は例外です。私の区にも商店街は2つあるけど、もう疲弊しているし、

空き店舗になって来るのはスーパーと、一定の規模があればチェーン店ばかりです。やっぱり、どんどん高齢化しているから、来るお客さんも量は買わないでしょ。それに、生鮮3品がもうメインにないので、来ないんですよ。だから、若い人たちは駐車場のあるイトーヨーカ堂などの大店舗に行っちゃいます。

私はしょっちゅう商店街に話を聞きに行くんですけど、商店街の組織そのものを守るのがもう精一杯で、歳末商戦などのイベントをやるにしても、チェーン店だとぜんぜんお金出してくれないとかでトラブルになるというのを聞いていて、ますます疲弊していきますよね。

古谷：横浜の施策がほとんど商店街に対してしかやってないから。

五十嵐：結局、売上げが伸びないから後継者がいない、後継者がいないから改装してももったいないと、こうなってくるんですよ。ジリ貧です。

しかし、新潟でこの制度を使って、そこからちょっと脱皮しようかという個店があるのかというと、ちょっと私どもはわからないんですよ。

かわじ：結果についての資料もいただいたんですけど、ほぼ半分の人たちが売上げが伸びたという評価ですね。だから、結果としてはもう万々歳じゃないんですかね。

あらき：アンケートやってるのがすごいよね。

岩崎：われわれに当局が説明してくれた資料に、補助率を2分の1にしてほしいという要望が出ていていることがちゃんと文書に書いてあります。また、アンケートの集計は、この制度が効果があることを物語っていますね。

制度の実施予定は3年間というが

かわじ：当局の説明では3年を予定期間としているというような説明だったんですけど、3年というのはどういうことなのか、もしわかったら教えてください。

五十嵐：ほかの自治体はどうかわかりませんが、新潟市で一応ひとつの事業をやる時は3年と、こういうルールがあるようです。住宅リフォームも3年で、もう終わっているんです。しかし、これを復活すべしということで、言っているんですけど。中にはそうではない事業もあるんですけど、概ね3年です。こういう事業は国の補助がつかないでしょ。それで中には7,000万円とか1億円位の話だから、当局はやっぱりなかなか続けようとしません。

大貫：そこで3年で見直しをして、いいものにしていこうというのならまだいいんだけどね。がんばり時ですね。

青木：実際、民商さんやなんかでこれを活用してよかったというような声は聞かれないですか。

五十嵐：民商さんも私どもと一緒に、2分の1補助、上限100万、風営法の届け出をしているスナック等の飲食店でも使えるようにということを、繰り返し担当課に要望しているんです。でも、この制度を使ってじゃあどうだったかというのは、ちょっと今のところ聞いていないんですよ。

岩崎：この事業を使えればやめなくてもすむ業者というのはけっこういると思うんで

すよ、さっき話あったように。

私の地元には、戸塚民商という、民商の中では全国的に有名な民商だと思うんだけど、大きい民商があります。最高で会員数が1,100までいったかな。それが今は300ですよ。もう、ものすごい落ち込みなんです。みんな転廃。だから、こういう制度がもし横浜にあったら、少なくとも改装して、営業回復させるというようなことをやって、何人かは生き残れた可能性あるね。

五十嵐：民商さんは、やっぱり市の担当課を呼んで、この制度の学習会をやったりしているんですよ。僕らもその申込用紙を持って、民商さんの店に行くと、こういうのもあるよって、セールスもしています。

中小企業振興基本条例に小規模企業対策を入れるかどうか

大貫：中小企業振興基本条例は横浜でもつくったわけだけでも、まだまだ補充しなければいけない部分がいっぱいあります。特に小規模企業、いわゆるサービス事業で5人以下、工業で19人以下のところについてです。要するに国で小規模企業振興基本法ができて、それを市で実情にあった施策をやりなさいということですよ。民商も言っているように、いわゆる生業というところが非常に重要だということです。その生業が、伸びなくてもいいから営業をずっと続けられて地域を維持する、これが小規模企業が一番大切なところなんです。その点では、この制度はプラスになっていくと思いますよ。

だから、今回勉強させてもらって、小規模企業に対する施策を中小企業振興基本条例の中に入れた方がいいのか、別建てで作った方がいいのか、悩んでいるんだけどね。

五十嵐：新潟では、その法ができる前でしたので、振興条例に小規模企業対策を入れたんですね。でも、入れてどうかということもないんですよ。別個にした方が、あるいは小規模に光がもっと当たるのかもしれない。

新潟の中小企業振興条例は、年1回議会に報告することになっています。ただ、振興会議がなかなかだめだったんですよ。やっぱりその位置付けというのがなくて。

でも、担当の産業政策課は、商工会議所や民商と別々だけでも懇談すると。民商と商工会議所が一緒になると言いたいことも言えないみたいなことにもなるので、むしろその方がいいだろうというのが担当課の意見です。帯広なんかをみると、振興会議というのがありますのでね。

大貫：あそこまでいくにはなかなかね。地域の産業もけっこうあそこはしぼっているからね。

横浜は公契約も住宅リフォーム助成も商店の個店支援もない

五十嵐：公契約はあるんですか。

あらき：ないんです。

岩崎：住宅リフォームもないんです。

大貫：横浜の場合には、産業政策はいくつもあると、建築部門もあるし、建設もあるし、それから商業もあるし工業もあるし。申し訳ないけど、地方の場合には建設業と

というのは地方の都市の一番主力のところが多いと。だから、そこに政策的な立場から支援するというのがそれなりにありうるけども、横浜の産業政策からいうと、個別にはだめですよ、できませんよということなんです。だから、建築の時には耐震やバリアフリーなどはあるんだけど、全体をまとめた、経済的な立場、産業的な立場からの住宅リフォームとなると、ちょっとそれはばくつとしすぎちゃってだめだというようなことなんです。

補助金返還を考えたら制度は使えないという心配も

野本：最初にこの地域商店魅力アップ応援事業をやると言って、民商さんが行政に来てもらって制度の説明を受けた時に、一番出ていたのが、一応3年間事業を続けて下さいということに対しての意見です。今は何とか売り上げも上げたいので直したいけれども、経済状況によってはその3年以内につぶれちゃうかもしれない、そうすると補助金を返さなきゃいけないかもしれないということです。やっぱり業者の方はそういう心配を常に抱えながらやっているんですね。

やめた時に助成金についてはどうなるんですかと聞いたら、返還してもらおうと言われて、じゃあやっぱりできないな、自信が持てないというようなことを、業者の方が話されていました。特に、飲食業の若い人たちが、ちょっとそれだともうできないなということであきらましていました。

返還なしでいいようにしたいというところまでは言わせたいんですけども。実際のところでどうなっているかはわかりませんが、やっぱり商売は常に経済の動きに左右されますので、そういう心配はありますね。

岩崎：やっぱり2分の1の補助が必要だし、返済の条件を解除してくれないと。

五十嵐：最初、そういう懸念はあったんですよ。途中でやめたら補助金を返すとか。よっぽど詐欺的なものは当然除外されるけども、まあそれはしょうがないということで、だいぶ当局も柔軟になっているようです。

岩崎：対応はだいぶゆるやかに考えてはいるということですね。

古谷：実際、この制度をつかったところと使おうと思うところが、交流できる場所があれば、実際使ってどうだったかということを知ることがあるのかなと思ったんですけど。

五十嵐：案外、業者の方は、役所の書類は大変で、申込書持って行って、一緒に書くというような対応も必要なんです。

白井：民商の方で、共同で作成しましょうとか、そういう呼びかけをしていけばまた、広がるのかもしれないですね。

この制度ができて、これを使ってくださいというのは、各区の振興課が直接地元の業者に言うわけですよ。申し込みも各区でできるんですよ。区の職員の方がどんな動きをしているのか、何か見えているところがあるのでしょうか。制度がありますよというお知らせは、商工会に行ったり、事業組合にお知らせはしていますと言っていましたけれども、つなぎ役として職員の方がどんな動きをしているのか。そこがもっと動くようになれば、この利用者が増えるのかなと思います。

五十嵐:業界に配って、会員さんに配ってくれということはやっているでしょうけど、今おっしゃる以上に積極的に業者のところに行ってしまうようなことをやってはいないんじゃないかな。

野本:高崎は事前に全部調査をやってから、こういう事業をやったんですよ。

大貫:感じたんだけど、市長の質だね。

五十嵐:市長の公約だったんですよ、高崎は。

大貫:その前に中学校給食の話も、自公方式の話も聞いたんだけど、これは市長の質だなと思ったね。(高崎市、前橋市の話あり)

各区に産業振興課がある良さとは一特産物を活かした産業振興

岩崎:今、白井議員が聞いた話をもうちょっと膨らませて、私、各区に産業振興課というような部署、区にそういう課を独自に置いて、さっきの当局の説明でもけっこうな体制がちゃんととれてるわけですよ。地元の特質・特徴にあった仕事をさせていると。

当たり前の話だと思ふんだけど、横浜はその課自体がないのと、その区毎の特徴を活かして経済を回していくという発想がまずないわけですよ。そういう点で、新潟の場合はあるわけですよ。あることで、どんな面があつてよかったなというのか、効果が感じられるというのか。どんなことでもいいんです。われわれ、ないから、あることの意味がわからないわけですよ、実感として。そこのところを教えてくださいと思います。

五十嵐:合併して、結果として、旧市町村の産業振興課が残ったということです。

北区は旧豊栄市が中心なんですよ。旧市の時は自分で産業やっていたわけですよ。あそこはトマトの産地なんですけど、今でも産業振興課があるおかげで、トマトを使ったいろんなスイーツなんかを作ってコンテストをやっています。

西区では、産業振興室があつて、あそこは茶豆という枝豆の産地なんですけど、枝豆は3つ位入っていると出荷するけど、2個位しか入っていないとはねるんですね。そのはねた豆を使って、いろんな製品を作っています。

南区は、旧白根市ですが、桃などの果物の産地なんですよ。ここも、桃のはねたものやちょっと傷んだものを使って、スイーツなどを作ることに取り組んでいます。

だから、結果として、産業振興室というのが残って、そういう点ではよかったんですよ。

しかし一方で、合併してうまくいかなかった例もあります。旧白根市には、ル・レクチェという12月頃に出る日本一うまい果物で、ラ・フランスに似た洋ナシがあるんです。これは白根市の頃には農業の課がありましたから、そこで10年位かけて、地元の農協と一緒に開発したんですが、合併して今はその力が弱まっているんですよ。

でも、おっしゃるように産業振興課が残っているので、今後それぞれの区でどういう産業政策をするかという発展の芽はありますが、それがうまく活用しきれていません。

区毎に産業政策つくらないと、新潟市1本なんてだめだと、議会ではけっこう言っているんですよ。区にはそれぞれ特徴があって、それに基づいた産業政策やるように言っています。なかなか、こっちも産業政策で具体的な提案というのがそれほどあるわけじゃないということもありますが、農産物・特産物を活かした産業振興ということはあるんです。

(その他、区行政や産業政策等についての情報・意見交換を行いました。)

大貫：今日は、どうもありがとうございました。



新潟市の本会議場には各区長の名札がありました。本会議にはいつも全区長が出席するということでした。

新潟市で地域商店魅力アップ応援事業を活用したホテルを視察 —この制度で商売を続けようと思った—

制度を活用して、床の張替えと冷蔵庫の購入を行った「ビジネスホテル玉林」を視察しました。

オーナーは、この制度があることで商売を続けようと思ったと話していました。



会計報告

旅行会社支払い（横浜-新潟間交通費、宿泊費）	272,640 円
JR 乗車券（高崎-前橋）200 円×12 人	2,400 円
JR 乗車券（前橋-高崎）200 円×12 人	2,400 円
バス代（新潟駅-市役所）210 円×10 人	2,100 円
タクシー代（市役所-視察ホテル-新潟駅）1,630 円×3 台*	4,890 円
合計	284,430 円

*場所がわかりづらく、公共交通機関不便地域だったため、タクシー利用。